

◇ 重要政策大綱の発行に当たって

世界情勢は、長期化するロシアのウクライナ侵略、収束する気配のないハマスとイスラエルの戦争など、不安定さを増している。そこに、「米国第一主義」を掲げるドナルド・トランプ前米大統領が大統領選で返り咲いたことで、世界秩序の再構築が迫られるだろう。

一方で、世界各地で大洪水や干ばつ、森林火災など自然災害が激甚化・頻発化しており、カーボンニュートラル実現に向けた地球温暖化対策や、諸物価の高騰対策、食料安全保障の強化は待ったなしである。世界各国が歩調を合わせて対応すべき重要課題が山積している。

そうした中で、わが国では、10月に石破茂政権が新たに誕生した。岸田前総理から政治不信の払しょくを託された石破首相は、就任後初めての所信表明演説を、「勇気と真心を持って真実を語り、国民の納得と共感を得られる政治を実施することにより、政治に対する信頼を取り戻し、日本の未来を創り、日本の未来を守り抜く決意です」と締めくくった。

「納得と共感の政治」は、茨城県政を担う我々いばらき自民党にも相通じる取り組み姿勢であり、我々が本日、大井川和彦知事に提出した「令和7年度重要政策大綱」の取りまとめにも表れていると言える。

重要政策大綱は例年通り、政務調査会が8月26日に、産業の振興や医療・福祉の充実、環境の保全、人材育成などに関わる100を超える各種団体との県政懇談会を開き、総務土木、防災環境産業、保健福祉医療、営業戦略農林水産、文教警察の5部会に分かれ、意見交換しながら各種団体の代表から県政要望や提言を真摯に、丁寧に聴取してきた。

その上で、各部会が政策大綱に反映すべき項目を抽出し、政調会での協議を経て、施策の実現を求めるべく本書に登載した。

今回ここに掲げたものは、この間の各定例会において各議員が会派代表質問や一般質問で浮き彫りにした県政課題も網羅している。その結果、

今年の政策大綱は新規項目 71 件、一部修正 132 件を含む総項目数 2,629 件となった。

新年度予算編成に当たっては、2 期目の集大成の年に臨む大井川県政が、本書に盛り込まれた県民や地域産業界などの切実な声にスピード感を持って応えるよう強く求めるものである。県民各位には、施策の推進などに当たってご理解とご協力を切にお願い申し上げる次第である。

目 次

◇緊急最重要政策項目

いばらき自民党 県民からの要望に係る最重要政策項目	1
---------------------------	---

最重要政策項目

I. 安心、いきいき、魅力いっぱいの新しい茨城県を目指す

1. 「新しい」暮らしやすさ、安全・安心をつくる

(1) 少子化・人口減少対策の施策拡充	3
(2) 健康長寿日本一を目指す	5
(3) 団塊の世代が75歳を迎える2025年問題及び団塊ジュニア世代が高齢化する2040年問題を前提とした医療・福祉・介護体制強化	6
(4) 県民の命と健康を守る県立病院の再構築	9
(5) がん対策推進	10
(6) いばらきノーマライゼーションの推進	10
(7) 犬猫殺処分ゼロの継続	11
(8) 県北の格差是正対策	11
(9) 安全・安心な郷土づくり	12
(10) 快適な生活環境づくり	14
(11) 心を豊かにする文化の振興	16
(12) スポーツの振興	17
(13) 台風等の大規模災害対策	17
(14) 国土強靱化の推進	19
(15) 新型コロナウイルス感染症対策	20

2. 「新しい」産業・雇用をつくる

(1) 人口減少を可能な限り緩やかにし、持続的な活力ある地域社会を創るため、本県の地方創生に向けた取組の強化	21
(2) 新産業育成、中小企業の業態転換・事業承継支援	21
(3) 茨城の発展を支えるインフラ整備	25
(4) 企業立地の強力な推進、地域振興	27
(5) 北関東新経済圏の創生と東日本の玄関口としての機能創生	28
(6) 国内有数の農業県茨城を成長産業として発展させ儲かる農業を実現	29

(7) 外国人材の確保	34
-------------------	----

3. 「新しい」人材を育てる

(1) 次代を担う人材育成	34
(2) 若者への投資強化、女性活躍推進、青少年対策	38
(3) 茨城を支えリードする人材の育成	39

4. 「新しい」夢・希望をつくる

(1) ICT先進県づくり	40
(2) 「魅力度ワースト1からNo.1へ」プロジェクト推進	41
(3) 世界に飛躍する茨城へ	41
(4) ビジット茨城—新観光創生	43
(5) 県内版 アンテナショップの開設	45
(6) 「映画の聖地いばらき」—日本版ハリウッド—構想	45
(7) スポーツ、音楽文化等を通じた郷土愛の醸成	45

5. 「新しい」県政を支える財政基盤・県庁組織体制を創り、「行政革命」を進める

(1) 開かれた県政の実現とイメージなど新しい県づくりに向けた戦略の刷新 ..	46
(2) 民間の活力をフルに取り入れた茨城の底力創生	46
(3) 財政健全化、行財政改革の推進	46
(4) 県庁改革、適正な職員配置、職員の働き方改革	48

II. 関東・東北豪雨など激甚化・頻発化する災害からの復興を成し遂げるとともに、東日本大震災からの復興を確かなものにし、大規模災害に強いいばらきを目指す

1. 関東・東北豪雨など激甚化・頻発化する災害からの復興と今後の災害対策強化を図る

(1) 被災者支援	50
(2) 国・県・市町村の連携等	50

2. 東日本大震災からの復興と今後の震災対策の強化を図る

(1) 公共施設等の復興	51
(2) 産業復興対策	51
(3) 復旧・復興のための財政支援等	52
(4) 福島第一原子力発電所事故対策	52
(5) 防災・治安対策	54
(6) 原子力安全・防災対策	56

重要政策項目

1. 着実な景気回復と県民生活の安定を図る

(1) 中小企業金融対策の拡充強化	59
(2) 公共事業等の施行の推進及び効率的執行	60
(3) 地方独自の事業の着実な展開	61
(4) 公共用地の取得の推進	61
(5) 住宅建設の促進	62
(6) 中小企業対策	62
(7) 経済の持続的成長に向けた新産業の創出・育成	63

2. 行財政改革と地方分権を推進し、県民サービスの向上を図る

(1) 行財政改革の推進と民間活力の導入	64
(2) 地方分権と合併市町村への支援の推進	65
(3) 地方行財政の確立	66
(4) 公的施設の整備と行政サービスの向上	66

3. 生活環境を整備して、住みよい社会づくりを進める

(1) 道路と橋梁の整備推進	68
(2) 都市公園・緑地の整備	70
(3) 安らぎのある豊かな都市づくり	71
(4) 住宅供給とゆとり・潤いのある居住環境の創出	72
(5) 上水道の整備	73
(6) 下水道などの整備促進	74
(7) ごみ処理・し尿処理施設等の整備	74

4. 安心を支える保健・医療・福祉体制の充実を図る

(1) 総合的な少子化対策の推進	75
(2) 総合的な高齢者対策の推進	79
(3) 生活習慣病対策の充実	83
(4) 障害者福祉の充実	85

(5) 精神保健の充実	88
(6) 難病・感染症など特殊疾病対策の充実	89
(7) 保健・医療・福祉の一元的な推進体制の充実	90
(8) 医療体制の充実	94
(9) 医薬品の安全対策と献血の推進	96
(10) 医療従事者等の養成確保	96
(11) 社会福祉施設への適切な支援	98
(12) 食品の安全対策の推進	98
(13) 動物の愛護・管理対策の推進	99
(14) 児童・青少年・若者の健全育成	100
(15) 男女共同参画の促進	101
(16) 消費生活の安全確保	103

5. 豊かな心を育む教育と文化の振興を図り、郷土を愛する人材づくりを進める

(1) 学校教育の充実	104
(2) 高校教育改革の推進	114
(3) 高等学校や特別支援学校の卒業予定者へのより積極的な就職支援の推進	116
(4) 私学（幼・小・中・高・専修学校）への助成拡充及び大学の拡充・誘致	116
(5) 生涯学習の推進	117
(6) スポーツの振興	119
(7) 県民文化の創造と振興	120

6. 国内有数の農業県として元気な農林水産業を一層発展させる

(1) 競争力のある強い産地づくりと販売戦略の強化	122
(2) 農業生産基盤の整備及び農村地域の振興	133
(3) 豊かな森林・活力ある林業の育成と山村の振興	135
(4) 水産業の振興	138

7. 活力ある中小企業・小規模企業の育成に努め、その施策の充実を図る

(1) 新しい産業を担う人材の育成	141
(2) 工業の振興	142

(3) 地場産業の振興	143
(4) 中小商業・流通・サービス業の振興	144
(5) 中小企業の経営安定と創業支援	146
(6) 雇用の安定と勤労者福祉の充実	150
(7) 観光地の開発と環境整備	152

8. 新しい飛躍と均衡ある発展のための県土づくりを進める

(1) 基幹道路網の整備	156
(2) 鉄道の整備促進	157
(3) 港湾整備及び利活用の促進	158
(4) 茨城空港の利活用の促進	159
(5) 優良企業立地の推進	160
(6) ITネットワーク社会づくりの推進	160
(7) 水資源の確保と有効利用の推進	161
(8) 科学技術の振興	162
(9) ひたちなか地区の開発促進	162
(10) 県北地域の振興	163
(11) 県央地域の振興	165
(12) 県南地域の整備促進とつくばの振興	166
(13) 県西地域の振興	168
(14) 鹿行地域の振興	169
(15) 国際化時代に対応した総合的施策の確立と推進	170
(16) 県独自のシンクタンクの設置	172
(17) 構造改革特区の推進	172
(18) フィルムコミッションの推進	173
(19) 県民の意向を踏まえた施策の推進	173

9. 美しい自然・水の保全を図り、人と地球にやさしいクリーン環境社会の形成を図る

(1) 地球環境保全対策の推進	174
(2) 廃棄物対策の推進＝リサイクル社会の形成促進	175
(3) 霞ヶ浦など河川・湖沼の水質浄化	177

(4) 地球温暖化対策と脱炭素社会の形成促進	179
(5) 公害防止と自然環境の保全	180
(6) 原子力安全対策の強化	181

10. 防災・治安保持体制を強化し、県民生活の安全確保を図る

(1) 県民が安心して平穏に暮らせる警察力の充実と警察活動の強化 ..	183
(2) 交通安全対策の強化	186
(3) 地震など大規模災害対応体制の整備	189
(4) 産業保安の確保	195
(5) 河川の改修と治水事業の促進	195
(6) 海岸の整備	196
(7) 土砂災害防止対策等の推進	197

緊急最重要政策項目

◇いばらき自民党 県民からの要望に係る最重要政策項目

いばらき自民党は、県民の様々な意見や要望などに真摯に耳を傾け、県民の声が県政へ反映されるよう取組を進めているところである。

このような中、地域経済や県民の暮らしを支える各種団体から、産業の振興や医療・福祉の充実、激甚化・頻発化する災害への対応、県民の安心・安全の確保など、様々な分野において、県の対応や支援を求める声が挙がってきている状況にある。

いばらき自民党では、これらの要望実現に向け全力で取り組んでいるところであるが、特に以下の事項については、早急に取り組むべき緊急の課題であることから、スピード感を持って対応を進めるよう、特段の配慮をお願いしたい。

1. 農林水産業への支援について

- 「茨城県食と農を守るための条例」を踏まえ、食料の安定的な供給や農業の持続的な発展を図るため、生産基盤の整備や原材料費の高騰対策、担い手の育成、販路拡大等への支援を行うこと。
- 農林水産業者の所得向上を図るためには、海外市場に商流を拓き新たな稼ぎ方を見出す「稼げる輸出」を実現する必要があることから、商社など民間企業との連携強化や現地における営業活動・販売促進支援など、輸出拡大に向けた戦略的な取組を展開すること。

2. 不妊治療への助成について

- 不妊治療（一般不妊治療、生殖補助医療）が医療保険適用となったが、市町村においては、独自で不妊治療費助成を行っているところもあることから、市町村間の格差是正と不妊治療希望者の更

なる負担軽減を図るため、県において助成制度の検討を進めること。

3. 命をつなぐ医療体制の整備について

○救急医療現場のひっ迫を回避するため、救急医療機関の適正受診及び救急車の適正利用の啓発活動とともに、重篤な患者への適切な医療提供体制の整備を行うこと。特に深夜帯に救急患者を診療する若手医師の負担が増えていることから、不公平感の是正に加え、働き甲斐を持って救急医療に携われるよう、勤務環境の改善に向けた支援を検討すること。

○臓器移植医療については、命を次の命につなげていく、共生社会の基本である。脳死下提供を含めた臓器提供数増加のため、若年層まで幅広い世代を対象として普及啓発活動に取り組むとともに、移植コーディネーター設置支援等の院内体制整備支援、臓器提供体制未整備病院から臓器提供体制整備病院への患者搬送の連携支援など、救急搬送時や医療現場において臓器提供の意思表示を確認できる制度を構築し、県内医療機関と連携し、臓器提供の機会を逃さない円滑な臓器移植の体制整備を支援すること。

4. 災害時におけるボランティアへの支援体制について

○激甚化・頻発化する災害発生時においては、被災者への支援が最優先ではあることに加え、被災地の早急な復旧・復興のためには、災害ボランティアへの支援も重要であることから、災害ボランティア活動が円滑に進められるよう、宿泊拠点となるテント村設置など、受入体制の構築に努めること。

◇安心、いきいき、魅力いっぱいの新しい茨城を目指す とともに、災害からの復旧・復興を成し遂げる最重要 政策項目

I. 安心、いきいき、魅力いっぱいの新しい茨城県を目指す

人口減少が急速に進む中において、茨城が「県民が日本一
幸せな県」となり、本県の輝かしい未来を実現していくため、
県の総力を挙げて地方創生に取り組むとともに、県民総活躍
社会を見据えた暮らしやすい環境整備を進め、県民の安全安
心を確保して、本県発展に向けた施策の着実な推進を図る。

1. 「新しい」暮らしやすさ、安全・安心をつくる

(1) 少子化・人口減少対策の施策拡充

① 「日本一子どもを産み育てやすい県」の実現を県政の基本指
針とし、結婚・出産・子育ての希望が叶う社会づくりに向けて、
少子化対策を始め、県内に新たな安定した雇用を創出していく
ための取り組み、仕事と子育ての両立を図れるような労働環境
の整備、社会の意識改革や働き方改革など、あらゆる分野の施
策で具体化を進め、官民挙げて取り組む。

○働きながら安心して子育てができるよう、放課後児童クラブ
や病児保育、夜間保育等の体制について更なる充実を図る。

○病児保育など保護者の多様なニーズに対応できるよう、制度
の充実を図るとともに周知徹底を図る。

② 産婦人科・小児科の診療体制を整備するとともに、医療水準
の向上を図るため、医師をはじめとする医療従事者の養成・確
保を図る。

○地域医療介護総合確保基金を活用して、早期の医師確保と医
療体制の整備を図る。

③ 母体及び新生児の救急医療を安定して提供できるよう、
NICU(新生児集中治療管理室)の整備を促進する。

④ 医療的ケアを必要とする子どもとその家族への支援体制や保
育所等での受入体制など環境の整備を推進する。

※ ⑤ 小児医療費助成制度（マル福）の充実により、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るとともに、独自の上乗せ事業を実施している市町村の財政負担の軽減を検討する。

⑥ 子ども・子育て支援新制度実施のため、確実な財源を確保する。

※ ⑦ 待機児童ゼロ水準を維持するため、地域の実情に応じた保育所や認定こども園などの受け皿の整備を進めるとともに、保育士の処遇改善を一層進めてその確保を図ることや、良質の保育ができるような施策を行う。

⑧ 少子化の大きな要因である未婚化・晩婚化・晩産化に対応するため、各市町村の結婚支援事業の連携をはじめ、結婚・妊娠・出産・子育てを通じて切れ目のない支援が包括的に提供される一元的な体制・制度の構築や環境整備を図る。

【新規】

⑨ 令和4年4月から不妊治療に公的医療保険が適用され、経済的負担が軽減されることになったが、対象は標準的な治療方法のみである。そのため、先進医療部分や混合診療などは全額自己負担となってしまう結果、廃止された特定不妊治療助成制度よりも経済的負担が増えるケースが想定されることから、患者の負担軽減を図るため県独自の支援を検討すること。

⑩ 首都圏から若者を呼び込むため、市町村や県内企業等とも連携し、オール茨城で、移住・二地域居住や関係人口の拡大等の独自の取り組みを強力に推進するなど、U・I・Jターンを促進する。官民一体での支援体制をつくる。

※ ⑪ 全ての小学校区で放課後の子どもの安全で健やかな活動拠点を確保するため、放課後児童対策を推進し、そのための環境整備を行う。

⑫ 子育て家庭の経済的負担、すなわち保育料や医療費、教育費などのさらなる軽減策を実施することによって、茨城は「子育てしやすい県である」とアピールし、これにより、出生数の増のみならず、若い世代の定住と流入につなげる。

⑬ 少子化対策として、「命をつないでいくことが大切である」と

いう認識を小学生の時から醸成していけるよう、心の教育の充実を図る。

- ⑭ 特に、家庭で子育てをする親に対して施設保育と同等に支援する。
- ⑮ 子どもの貧困対策として、生活困窮家庭の子どもへの学習支援などに取り組む。
- ⑯ 茨城県子どもを虐待から守る条例に基づき、児童相談所の児童福祉司等専門職について、国の定める基準以上の配置に努めるとともに、市町村、警察、医療機関、学校・保育所等と連携し、地域全体で児童虐待防止に取り組む。

(2) 健康長寿日本一を目指す

- ① 健やかなライフサイクルの確立に向けた健康寿命の延伸については、我々が主導して制定した「茨城県健康寿命日本一を目指す条例」を踏まえ、健康政策に係るこれまでの蓄積を十分に生かすとともに検証し、さらに、茨城システムと言えるような仕組みを構築し、新たな産業創造も見据えて取り組んでいく。
- ② 介護をはじめとする社会福祉事業に対する人材の確保・育成のため、現場職員の処遇改善を図るとともに、経済情勢を適切に反映した報酬や措置費単価の改定を国に対して働きかける。
○介護職員処遇改善加算の継続を国に働きかける。
- ③ 要介護度の維持・改善や職員の人材育成・処遇改善等に成果を上げた介護保険事業者に対し、インセンティブ（成功報酬）を与えることで、現場のモチベーションを高める奨励金制度を創設する。
- ④ 「人生100年時代」における県政の施策のあり方について、全庁的議論を踏まえ、ビジョンを示す。
- ⑤ 長年にわたって培われた高齢者の経験・知識・技術等を活かし、長寿社会の中で活躍を促進するため、高齢者の多様な就業機会の確保に取り組んでいく。
- ⑥ ICT機器を活用した施設入居者の体調等の自動記録・データ化や事務負担の軽減に向けたDXの推進等をはかるため、

I C T導入補助金助成率の引上げなど介護福祉施設における労働環境の改善を図る。

- ⑦ 認知症になっても安心して暮らせる社会の実現を目指すため、事例を積極的に紹介するなどして認知症に対する正しい知識と理解の促進に努める。
- ⑧ 高齢者は多くの知識や経験を持つ地域社会の財産であることから、長寿社会における高齢者のさらなる活躍を図るため、eサービスを取り入れた施策の検討を行う。

【新規】

- ⑨ 人生100年時代を誰もがすこやかに安心して暮らせる地域社会を目指していくため、行政・地域・県民が一丸となって健康寿命のさらなる延伸に向けた取組を推進する。
- (3) 団塊の世代が75歳を迎える2025年問題及び団塊ジュニア世代が高齢化する2040年問題を前提とした医療・福祉・介護体制強化

- ※ ① 医師確保対策を県政の最重要課題とし、医師確保計画により、地域枠等の医師修学資金貸与制度の取組に努めるとともに、県立高校の医学コースの設置や医学部の新設・誘致による医師の養成や、政策医療を中心とした医師の配置調整等の取組を推進し、抜本的な医師不足及び地域偏在の解消を図る。
- ② 魅力ある研修を行い、全国から若手医師を集め、県内に定着を図るなど、広範な医師確保施策を大胆に進める。
- ③ I C Tを活用し、地域の中核的な医療機関相互の連携を図り、茨城型遠隔医療モデルを構築することにより、医師不足を補完する有効な手段とする。
- ※ ④ 県内では医師不足等により医療機能が低下しており、医療提供体制の再構築が必要な地域があることから、医療機関の再編統合を推進する。なお、水戸保健医療圏においては、公的医療機関等も含めて今後の在り方を議論し、県立病院と公的医療機関などの役割分担を整理する。
- ⑤ 訪問看護など看護師の役割の重要性に鑑み、看護師の増員と質の向上を図る。准看護師養成校について、既存は当面維持し

つつも、新設は止め、(正)看護師養成に向けた誘導施策を講ずる。

- ⑥ 医療（医師や看護師等）・福祉（介護職員等）の人材の育成強化及び女性が活躍できる環境整備として、離職防止対策と再就業支援の強化等を図る。
- ⑦ 救急患者が迅速に適切な処置が受けられるよう、消防救急指令の県内一元化を進めるとともに患者を速やかに医療の管理下に置くような体制整備に努めること。
- ⑧ 高齢者の利用ニーズに応じた介護サービス基盤の整備や、介護する家族への支援など介護離職ゼロの実現に向けた施策に取り組む。
- ⑨ 本県独自に推進している地域ケアシステムの運用の中で蓄積されたノウハウである「コーディネート機能」の充実を図りながら、高齢者をはじめとする、すべての要援護者に対し、適切で質の高い医療・介護サービス等が切れ目なく提供される「茨城型地域包括ケアシステム」の構築を推進する。
- ⑩ 医療機関や回復期病床からの受け入れ先となる介護施設の状況や在宅介護の実情、患者の心情など、現場の視点を踏まえて地域医療構想を実現していく。
- ⑪ 認知症の予防と容態に応じた適時・適切な医療・介護の提供体制の構築を推進する。
 - 認知症の前段階である軽度認知障害対策の推進などにより、認知症の発症や重症化の予防に取り組む。
 - かかりつけ医等が専門医、認知症サポート医等の支援を受けながら、必要に応じて認知症疾患医療センター等の専門医療機関に紹介の上、速やかに鑑別診断が行われる体制を構築する。
 - 若年性認知症に関する普及啓発を推進するとともに、相談窓口の設置などにより、適切な支援が受けられる体制を構築する。
- ⑫ 県民の生涯を通じた歯と口腔の健康づくりを推進する。

- 「茨城県歯と口腔の健康づくり8020・6424推進条例」等に基づき、8020・6424運動（80歳で20本以上の歯を保つこと及び64歳で24本以上の歯を保つこと）を推進する。
- むし歯のない子どもを増やすため、むし歯予防に科学的根拠のあるフッ化物洗口を実施する施設等の増加を図るとともに継続的に実施できるよう効果的な普及に努める。
- 歯と口腔の健康づくりをさらに推進するため、行政に従事する歯科衛生士の確保を図る。
- ⑬ 薬局における健康相談や情報提供の機能強化を支援することにより、県民のセルフメディケーションの推進を図る。また、薬局の在宅医療や地域活動への参画などを推進し、住民の健康を幅広くサポートする「健康サポート薬局」の普及を図る。
- ⑭ 新たなインフルエンザの発生に備え医療体制を強化するとともに、タミフル等の医薬品の備蓄や県民への普及啓発等の対策を進める。
- ⑮ 地域医療介護総合確保基金を活用し、医療・介護等福祉の充実を図るとともに、医療機関の課題やニーズを能動的に把握し、各種補助制度の有効活用を図ることにより、医療提供体制の更なる充実を図る。
- ⑯ 保健所の機能強化を図るため、老朽化が著しい庁舎の改築を早急に進め、適切な規模の相談・執務スペース等の確保やバリアフリー化を図る。
- ⑰ 外国人介護人材の受入れに当たっては、外国人材が適切な労働環境と処遇のもとに活躍できるよう、施設経営者に意識改革を促すとともに、外国人介護人材が定着し、活躍できる仕組みづくりを進めることで、介護人材の育成・確保を図っていく。
- 【新規】 ⑱ 「茨城県ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に生きやすい社会を実現するための条例」に基づき、ケアラー・ヤングケアラーとその家族を社会全体で支えていくために、市町村等の関係機関と連携し、ケアラー・ヤングケアラーへの支援を推進する。

- 障害のある家族の介護、難病の子どもの子育て、ひきこもりの家族のケアなど、多様な役割を担っているケアラー・ヤングケアラーは、身体的、精神的、さらには経済的にも重い負担を抱えていることから、条例に基づき策定された「茨城県ケアラー支援推進計画」により、ケアラー・ヤングケアラーへの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。
- 特に、ヤングケアラーの抱える課題は多様であるため、福祉部門や教育委員会、学校などが連携して対応するとともに、ヤングケアラーの早期把握・早期支援に向けた取組にも努める。

(4) 県民の命と健康を守る県立病院の再構築

- ① 中央病院、こころの医療センター及びこども病院の県立3病院は、県民への安全・安心な医療提供のための積極的な機能充実を図りながら、県財政への負担軽減を図るために、抜本的な経営改善を推進する。
 - 県立中央病院は、建設後30年以上が経過し、施設の老朽化、狭隘化が進み、手術室不足が常態化している状況にある。災害拠点病院として大規模災害に備えるべく、早急に免震構造にしなければならないことを踏まえ、無駄な二重投資は避け、大局的な全体構想のもと、全面建て替えをする。
 - 中央病院を一層魅力的なものとするため、本県の強みを生かし、医療とつくばのロボット技術や画期的な次世代がん治療BNCTなど科学技術との連携を進める、いわゆる医工連携をコンセプトとし、先進的な医療機関とする。全国の大学から若手医師を呼び込み、養成して、県内定着を図るという医師養成センター機能構想を確立する。
- 【新規】
- 水戸保健医療圏における病院の再編統合の中で、県立中央病院が県央・県北地域の最後の砦として、再編後のフラッグシップ・ホスピタルとして医療提供体制の一翼を担えるようにする。
 - (再)フラッグシップ・ホスピタル…高度医療の提供、医師への教育などの機能を有する中核的な病院

(5) がん対策推進

- ① 「茨城県がん検診を推進し、がんと向き合うための県民参療条例」の柱であるがん検診受診率60%以上の目標を早期に達成するため、条例の趣旨を県民にしっかりと浸透させながら、実効性ある施策を関係機関との密接な連携のもと、積極的にかつ広範に推進する。
- ② がんになっても働き続けられる労働環境の整備と意識の醸成を進める。
- ③ 自宅療養のがん患者の居場所づくりを進める。
- ④ 小児がん対策を進める。
- ⑤ がん治療には、つくばの最新技術を活用する。
- ⑥ 胃がんリスクを知るためのABC検診（リスク層別化検査）の導入を促進する。
- ⑦ がん教育を推進する。
- ⑧ 女性の医師や検査技師等が検診にあたる女性専用がん検診車の導入を推進する。

(6) いばらきノーマライゼーションの推進

- ① 「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例」の目的でもある、誰もが住みなれた地域で社会を構成する一員として共に歩み幸せに暮らすことのできる社会の実現のため、障害のある人が地域社会で自立し、様々な分野で社会参加が図れるよう、福祉サービスの基盤づくりを推進するとともに、雇用の拡充を図る。
- ② ヘルプマーク・ヘルプカードの認知度向上に向けた取組を行う。
- ③ 障害のある未就学児の保育所、幼稚園、認定こども園等への受け入れを促進する。
- ④ 老朽化、狭隘化等、多くの課題がある県立あすなろの郷は、令和7年度完成予定のセーフティネット棟建設に着手しているところであるが、セーフティネットとしての持つべき役割や機能、運営面の課題などの検討を踏まえ、再編整備を確実に進める。

※ (7) 犬猫殺処分ゼロの継続

- ※ ① 「茨城県犬猫殺処分ゼロを目指す条例」に基づき、殺処分ゼロの維持に対する各種政策を積極的に展開する。
- ② 犬や猫を保護し、譲渡等の機能を有する動物愛護センターの設置を進める。
- ※ ③ 県は、地域の実情に応じた課題解決のため、市町村が独自の動物愛護管理条例を制定する場合や、市町村、動物愛護ボランティア、地域住民等が協働して動物愛護管理施策に取り組むための動物愛護協議会を設置する場合に、積極的にこれを支援し、県、市町村、獣医師会、動物愛護ボランティア、地域住民との連携のもと、全県的に動物愛護に取り組む体制を整備する。また、複数の市町村及び動物愛護ボランティア等によって広域に組織された団体等による動物の保護、譲渡、啓発活動等に対しても、円滑に行われるよう県は柔軟に支援する。

(8) 県北の格差是正対策

- ① 人口減少が著しい県北地域の振興を図るため、「定住人口の確保」「交流人口の拡大」「生活環境基盤の充実」を基本とし、各種振興施策を積極的に推進する。
- 県北地域の定住人口の確保を図るために、雇用の確保・創出をはじめ、医療、福祉、子育て、教育の環境や、広域交通ネットワークの整備といった生活環境基盤の充実を図る。ICTを活用した学習機会の確保、医療提供体制の充実などを進める。
 - 県北地域の市町がそれぞれ有する豊かな自然や産業などの地域資源、イベント等を有効に活用して、交流人口の拡大を図っていく。多様な手段を使って、地域の魅力を効果的に情報発信していく。
 - それぞれの地域が真に必要なとする起爆剤の導入を支援することにより、効果的な県北地域の振興を図る。
 - 石岡市から笠間市間の道祖神峠のトンネル化を実現して、大子町方面に向かう（仮称）茨城縦貫幹線道路の整備を進める。

- 東京圏の学生との交流を活発にするため、東京圏の大学との単位互換やサテライトキャンパスの設置を支援する。

(9) 安全・安心な郷土づくり

- ① 県民が安全安心を実感できる「いばらき」を確立するため、治安及び交通安全の対策を強化する。

- ※
 - 高い塀や壁に覆われ、外部の目が届きにくいことがヤードの違法行為の温床となっていることから、あらゆるヤードの実態解明に努めるとともに、不法ヤードに対しては、県及び県警が連携し、指導や検挙・解体を徹底するなど、不法ヤード化の防止に取り組む。
 - 地域住民の安心の確保に最大限配慮した上で、警察署及び交番・駐在所の整備を計画的に進め、警察力の一層の強化を図る。
 - 交通信号機の視認性向上による交通事故の減少を図るため、信号灯器のLED化を推進する。
- ※
 - 巡回連絡を活用して、留守番電話機能の設定及び普及促進に努め、犯人からの電話を直接受けないための対策を推進するとともに、最新手口をタイムリーに情報発信することでディフェンス力向上を図る。
 - 環状交差点（ラウンドアバウト）の導入効果が見込まれる交通事故の減少や被害の軽減、交差点における待ち時間の減少、災害時の対応力の向上等を踏まえ、環状交差点導入に向けた道路管理者への働きかけを推進する。
 - 車道を通行する自転車の安全と歩道を通行する歩行者の安全の双方を確保するため、自転車通行の総合対策を推進する。
 - 暴力団排除条例の適用により、安心できる県民生活を実現する。
 - 住宅侵入窃盗の予防対策、検挙対策を推進する。
 - 人口10万人当たりの自動車盗の認知件数が17年連続で全国ワーストである状況を踏まえ、さらなる取締り強化を図るとともに、県民への注意喚起にも力を入れるなど、官民を挙

げた対策を講じる。

- 県民の不安解消を図るとともに、自由で旺盛な企業活動を様々な犯罪から守るため、警察官の増員を含めた警察力と警察活動の充実・強化を図る。
 - 飲酒運転根絶のため、参加・体験型の交通安全教育、様々な広報媒体を活用した広報啓発活動、PDCAサイクルに基づく厳正な取締りを推進する。また、関係機関・団体・業界と連携し、「ハンドルキーパー運動」への参加を広く県民に呼び掛けるなど、「飲酒運転をしない、させない」という「飲酒運転を許さない環境づくり」を推進する。
 - 運転中の携帯電話使用は極めて危険であることから、啓発と取締まりを推進する。
 - テロに関する情報収集・分析、水際対策、警戒警備を徹底するとともに、テロ対策茨城パートナーシップ推進会議等を通じて関係機関や民間事業者と連携し、官民一体となったテロ対策を推進し、テロの未然防止を図る。
 - 外国人就労者を含めた県内の在留外国人が、安全安心を実感できるための取組を推進する。
 - 安全・安心の茨城県を確固たるものとするため、警察と知事部局や教育委員会と犯罪の未然防止を重視した連携の強化を図り、犯罪が起きにくい社会づくりを進める。
 - 犯罪の未然防止、解決に街頭防犯カメラが有効であることから、設置を促進する。
- ② 食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の生命及び健康を保護するとともに、消費者の信頼を確保する。
- 食品等事業者に対して法令順守意識の向上を促すとともに、営業施設等に対する監視指導体制の強化を図る。
 - 食品表示法の施行を踏まえ、食品表示の監視指導を強化するとともに、事業者による自主的な食品表示適正化に向けた取り組みを支援する。

- G A P (農業生産工程管理)やトレーサビリティの取組について積極的な推進を図る。
- 「茨城県食の安全・安心推進条例」に基づき、安全・安心な食品の生産及び供給に寄与するため、実効性のある総合的な食の安全・安心施策を推進する。
- 高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫や豚熱等、家畜伝染病に関する発生予防体制と万が一の発生に備えた防疫体制を構築することとし、特に、豚熱については、飼養豚へのワクチン接種及び野生いのししへの経口ワクチン散布を引き続き行うとともに、アフリカ豚熱も含め、野生動物侵入防止対策として防護柵、防鳥ネットの適正な維持管理等を指導する。
- 原産地の偽装表示などの不適正な表示を確実に発見するため、関係機関と連携し、元素分析等の科学的手法を用いた検査を実施し、県民の食に対する安心感の醸成を図る。
- 食品衛生法等の一部改正を踏まえ、食品等事業者に対する H A C C P (ハサップ：危害要因分析重要管理点)を用いた衛生管理方法の適正な運用を確認及び支援する。
- 水道用水の水源でもある霞ヶ浦の水質浄化は、極めて重要であることから、一層推進する。

10 快適な生活環境づくり

- ① 子育て支援、コミュニティの維持など、県民の互惠・互助(助け合い)の精神を醸成する。
- ※ ② 人口減少や少子高齢化が進行する中、公共交通は、住民が生活するうえで重要な移動手段である一方、地域公共交通を取り巻く環境は大変厳しい状況にあり、その維持確保が課題であることから、今後も国や市町村と連携し、総合的な対策を進める。
また、地域の移動手段確保などの観点から、市町村を越えた広域路線バスなどを含む公共交通ネットワークを検討し、地域住民にとって必要なバス路線の維持確保を図る。
- ③ 中山間地域の高齢者等の交通不便者への対策として、自動運転車等の次世代モビリティの社会実装に向けた取組を促進する。

④ 県民生活に欠かせない生活道路の安全確保をはじめ、幹線道路の維持・補修や、県管理中小河川の改修及び浚渫に対して、大幅な予算確保に努める。

⑤ 水資源の安定的確保や用水供給対策、治水対策の充実強化を進める。

○霞ヶ浦導水事業については、霞ヶ浦及び桜川（千波湖）の水質浄化、利根川及び那珂川の渇水被害の軽減、並びに新規都市用水の確保のため不可欠な事業として、関係者の理解を得ながら、関係都県と連携し国への働きかけを行うなどにより事業促進を図る。

⑥ ごみの減量化・再資源化等の対策を推進するとともに、ごみ処理施設の整備促進を図る。

⑦ 下水道、農業集落排水施設や合併処理浄化槽の整備を推進するとともに、霞ヶ浦（西浦、北浦、常陸利根川）、牛久沼、瀬沼などの湖沼・河川の水質浄化対策を強化する。

⑧ 資源循環型社会づくりのため、環境教育を推進し、環境保全県民運動の強化を図る。

【新規】

⑨ 河川の水質を保持するため、河川全面に繁殖し河川への光を遮るナガエツルノゲイトウに代表される特定外来生物の除去作業を行う。

⑩ 産業界等の様々な主体と連携し、プラスチック使用量の削減やペットボトルの水平リサイクルの普及を図るほか、使用済プラスチック製品の分別収集、再資源化に係る市町村の取組を後押しし、プラスチック資源循環を推進する。

⑪ 地域と共生した再生可能エネルギーの導入、省エネルギー施設整備や次世代自動車の普及など、脱炭素社会づくりに向けた取り組みを推進する。

○「いばらきカーボンニュートラル産業拠点創出プロジェクト」に賛同する企業、大学、研究機関、国や自治体等の関係機関など、産学官の連携・協働がより一層深化されるよう、県がリーダーシップを発揮し、取組を推進する。

⑫ 太陽光発電の導入については、地域住民の理解を図るとともに、自然環境に配慮した適正な導入を促進する。

⑬ 茨城県地球温暖化対策実行計画に基づき、二酸化炭素排出削減に向けた県民運動や事業者の環境負荷低減の取り組みを推進するなど、地球温暖化対策を総合的・計画的に推進する。

○家庭部門における大幅な二酸化炭素排出削減を達成するため、各家庭での取り組みを促進し、分かりやすい情報発信を心がけ、意識の啓発を推進する。

○事業者における二酸化炭素排出量削減のための対策支援や、環境マネジメントシステムの普及など、特に中小規模事業者への取り組みを推進する。

⑭ 森林湖沼環境税の活用を図る。

○県民共有の財産である森林や湖沼・河川等の自然環境を、その公益的機能が十分に発揮されるような状態で次代に引き継いでいくために、その税収を効率的に活用する。税を活用した事業の重要性や公益性について県民の十分な理解を得るため、取組による経済効果について数値目標を設定するなど、県民への恩恵などの「見える化」に向けた情報を積極的に発信する。

⑮ 世界湖沼会議の成果を踏まえ、湖沼に関わる関係者などの協力関係のもと、県民に環境学習等の機会を提供し、環境の保全・改善に資する新たな取組、成果に結びつけていく。

※ ⑯ 地域との調和を図りつつ、日立市諏訪町地内において新たな産業廃棄物最終処分場の整備を進める。

【新規】 ⑰ 残土の不適正な処理や無許可埋め立て等の事案が後を絶たない状況にあることから、不適正な処理が疑われる建設残土等を持ち込ませないことや事案発生 of 初期段階から対応することにより、無許可埋め立て等の不適正事案の発生を抑止するとともに、早期発見につなげる。

⑱ 心を豊かにする文化の振興

伝統芸能や文化を次代に継承するとともに、新たな芸術、文化

の振興を図り、心豊かな生活を送る中で郷土愛の醸成を図る。

12) スポーツの振興

- ① 身近なスポーツへの関心や参加意欲を高め、スポーツを通じた県民の健康増進、体力づくりにつなげる施策を推進する。
- ② スポーツを核とした地域振興やスポーツ産業の誘致、育成に取り組み、スポーツを通じた地域の活性化を推進する。
- ③ 地域活性化や魅力度アップ等を目指し、青少年を対象とした全国規模のスポーツ大会の積極的な誘致に取り組む。
- ④ スポーツ選手の育成強化のため、フィジカルトレーニング、食事トレーニング、身体のメンテナンス（先進的な医療を含む）面からアプローチする体制を整備するとともに、スポーツトレーナーを県内各地の拠点に配置する。
- ⑤ 茨城国体終了後においても、大会開催のレガシーとしてより一層のスポーツ振興を図るため、引き続き老朽化した施設・設備の改修に取り組む。改修にあたっては、障害者スポーツの推進や競技水準の向上を図るため、障害者も利用可能な施設となるよう配慮する。
- ⑥ 全国規模のスポーツ大会の支援や国体正式競技に加え、デモンストレーションスポーツ競技も視野に入れた記念大会を開催することにより、スポーツ人口やスポーツ交流人口の拡大を図る。

13) 台風等の大規模災害対策

- ① 大規模災害やテロ等の緊急事態に対応するため、警察・消防・海上保安庁・自衛隊・災害拠点病院等や行政との連携を強化し、危機管理体制の整備や支援策の充実を図る。
 - 県広報紙等を活用し、県民の防災意識向上のための情報を全世帯に配布する。
 - 事前に災害発生時の状況を想定し防災行動を時系列で整理した行動計画、いわゆるタイムラインを個人ごとに作成する。
 - 防災に関する専門的知識・技術を持つスペシャリストを育成して配置する。

- 県で総合的に情報を収集して自治体間で共有する。気象情報
を的確に把握するため、県に気象予報士を配置する。
 - SNSなど多様な発信手段を活用し県民に正確かつ迅速に情
報を伝える。
 - 防災教育に関連した内容の一元化を図り、学校における防災
教育や防災訓練を推進する。
 - 地域における自主防災組織、消防団の強化や防災訓練への支
援を行うとともに、地域のリーダーとしての活躍が期待され
る防災士の積極的な活用を図られるよう、市町村への支援を
強化する。
 - 線状降水帯の発生により、洪水や土砂崩れなどの発生が予見
される場合には、自主防災組織による初動対応が地域住民の
命を守る鍵となることから、災害ハザードエリア内における
自主防災組織の結成を促進する。
 - 避難所の冷暖房の整備やトイレの増設、プライバシーの確保
など快適性の保持を促進する。
 - 災害の事前対策に対する中小企業の意識付けを進めるととも
に、災害により甚大な被害を受け、再建困難な産業等を支援
するため、企業間の連携の強化を促進する。
- ※ ○令和元年台風第19号や令和5年台風第13号等により被害
を受けた河川について、本川・支川を含めた抜本的な河川改
修を推進する。
- 災害時における廃棄物の迅速かつ円滑な処理のため、市町村
による災害廃棄物処理計画の策定を支援するとともに、関係
機関との連携・協力による広域的な処理体制の構築に取り組
む。
- ※ ○内水氾濫対策として、「内水対策に関するワンストップ相談窓
口」を設け、市町村が内水対策を実施するうえで抱える課題
などを包括的に受け止め、関係部で連携しながら技術的な支
援をしていくとともに、内水ハザードマップの作成について
も働きかけ、ハード・ソフト対策を組み合わせた効果的かつ

効率的な内水対策の充実強化に取り組む。

- 河川氾濫など水害からの逃げ遅れによる人的被害ゼロに向け、市町村と連携し、マイ・タイムラインの普及・啓発や避難行動要支援者の支援体制の充実・強化に取り組むとともに、洪水ハザード内の全住民を対象とする避難行動を呼びかける訓練を全市町村で実施するなど、地域防災力の強化に努める。

04 国土強靱化の推進

- ① 切迫する巨大地震等や気候変動の影響により頻発・激甚化が懸念される気象災害等を踏まえた防災・減災対策を着実に講じ、国土強靱化を強力に推進する。
- ② 災害に強い県土づくりのため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を有効に活用し、自然災害時の減災・防災対応として、道路の法面・盛土対策や冠水対策、河川の流木対策、海岸堤防の高潮対策等のインフラ整備を積極的に推進する。
- ③ 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を確実に実施するとともに終了後も、国土強靱化の取組みが迅速かつ確実に実施できるよう、対策の抜本強化を図る。
 - 令和元年東日本台風等により被害を受けた公共土木施設の迅速な復旧・復興に取り組むとともに、災害に強い国土づくりを着実に推進するため、地方の社会資本整備財源の十分かつ安定的な確保を国に働きかける。
 - 事前防災・減災対策の強力な推進により激甚化する自然災害に対する安全を確保するため、河川改修や地域間交通のダブルネットワーク構築など国土強靱化予算の重点配分並びに大幅な予算増を国に働きかける。
 - 将来の財政負担を抑える予防保全に早急に移行するため、診断・修繕等の長寿命化に必要な予算の別枠確保及び安定的な財源確保を国に働きかける。
 - 平常時災害時を問わず経済を支える物流の効率化を図るため、重要物流道路の更なる指定及び指定路線の早期補助事業化に

による重点整備を国に働きかける。

- ④ 地域住民の安全安心に直接的な責任を有する基礎自治体を長期的かつ安定的に支えることができるよう、地方整備局等の体制の充実・強化や災害対応に必要な資機材の更なる確保を図るよう、国に働きかける。
- ⑤ 災害復旧時の拠点となる土木事務所等の機能強化、技術職員による災害への対応力の確保を図る。
- ⑥ 公共施設（橋梁・トンネル等の土木構造物など）の老朽化対策として、長寿命化計画を定め、予防保全型の維持管理を推進するとともに、計画に基づく施設の適切な更新に努める。さらに橋梁については、災害に備えて耐震化を推進する。
- ⑦ 住民の安全確保を優先し、一部屋のみを耐震化する等、家屋全体の耐震化以外の耐震改修について普及啓発等を行うとともに、助成措置の充実を図る。

145 新型コロナウイルス感染症対策

- ① 引き続き、高齢者・障害者福祉施設における感染予防対策や、発生した場合の感染拡大防止対策に万全を期し、高齢者・障害者の安全・安心を確保するよう努めること。
 - ② いわゆるコロナ後遺症に苦しむ方に対し、寄せられる相談に丁寧に耳を傾け、相談者に寄り添った対応に努めること。
- ※ ③ 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯などを対象とした生活福祉資金特例貸付の償還に当たっては、適切な債権管理を行うとともに、借受人の経済状況等に応じて、償還免除や償還計画の見直しを含む償還猶予を助言するなど、一人ひとりに寄り添った丁寧な支援に取り組むこと。
- ※ ④ 新型コロナウイルス感染症は5類へ移行されたが、高齢者や基礎疾患のある人にとっては依然として重症化リスクが高い感染症であることに変わりはないことから、医療機関に対し感染を防ぐための備品に対する支援を行いつつ、医療提供体制の維持を呼びかけるとともに、県民に対し、感染状況の公表や受診の働きかけなどを継続すること。

2. 「新しい」産業・雇用をつくる

(1) 人口減少を可能な限り緩やかにし、持続的な活力ある地域社会を創るため、本県の地方創生に向けた取組の強化

- ① 県総合計画の一部として位置付けた本県の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（県総合戦略）を着実に推進するとともに、いばらき自民党から提出した「地方創生のためのアイデア施策提案」（164項目）を十分に参考にして、真の地方創生を進める。
- ② 県総合戦略に関連する指標について、県総合計画審議会における評価・分析、検証を踏まえて、施策の実効性を高め、県総合戦略の着実な推進を図る。
- ③ デジタル田園都市国家構想の実現に向け、市町村とも連携しながらデジタル技術を活用した取組を進める。
- ④ 先駆性のある取組などを対象とする国のデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ、地方創生拠点整備タイプなど）を有効に活用し、さらなる地方創生を推進する。

(2) 新産業育成、中小企業の業態転換・事業承継支援

- ① 「県全体として稼ぐ力をつくり出す」という基本理念を根本に据え、新しい産業政策を再構築していく。そのため、商工業や農業はもとより、医療、介護、健康、食品、教育、科学技術などで新産業を創造する。一方、これまで本県経済を支えてきたものづくりなどの既存の産業や中小企業についても一層発展させる。
- ② 茨城の持つ最先端科学技術の強みと特色を生かし、中長期的な視点から、起業支援、新産業の創出やベンチャー・新事業展開への支援、産業人材の確保・育成などへの投資を促し、新たな需要と雇用を生み出すとともに、若者に対し起業家精神の育成を進める。
- ③ 最先端の科学技術や数多くの研究人材の集積を誇る「つくば」は、本県の大きな原動力であり、そのイノベーションをさらに磨き上げ対日投資を呼び込み、シリコンバレーのようにしていく。

- 産業技術総合研究所をはじめとするつくば地域の先端技術研究機関との連携強化を図りながら、創業や新事業展開の促進を図る。
 - つくばの科学技術の集積を活用し、ライフイノベーション・グリーンイノベーション分野の新事業・新産業の創出を通じて、我が国の成長・発展に貢献するため、「つくば国際戦略総合特区」の取り組みを推進する。
 - 「つくば・東海・日立」を有機的に結び付け、最先端科学技術拠点の形成を図る。
 - 新産業を核としたスタートアップや企業を根付かせるための取り組みを強化すること。また、「つくば」に集積した科学技術や研究人材等の強みを生かし、新産業の創出、育成、事業展開の実現を図り、新産業の拠点化を目指すこと。
- ④ ベンチャー企業をはじめ、スタートアップを強く支援して、「起業するなら茨城」と言われるようにスタートアップ立県を目指すとともに、県内で起業したベンチャー企業が県外に流出しないよう、有効な支援施策を講じ、ベンチャー企業の育成・集積につなげる。
 - ⑤ 宇宙航空研究開発機構（JAXA）をはじめ、国の研究機関等と連携して、宇宙関連ベンチャー等が活動しやすい環境づくりに取り組み、多くの企業が宇宙ビジネスに挑戦できる拠点形成を進める。
 - ⑥ 地域の活性化や再生を図るため、国家戦略特区、地域再生、都市再生などの制度を総合的に活用する。
 - ⑦ 本県経済の基盤を形成する中小企業の新製品・新技術の開発、販路拡大を支援することにより、創造性・自立性に富んだ中小企業の育成を図る。
 - ⑧ 環境・バイオ分野をはじめとするリーディング産業の新規立地や事業拡大の大きな要件となる人材確保について、地元市町村や企業・学校等の連携により、技術系人材を確保するとともに、若年労働力の地元採用・定着を目指す。

- ⑨ 大強度陽子加速器施設(J-PARC)における中性子の産業利用を促進する。
- ⑩ 地方の人口減少を食い止めるためには、国としての地方から東京圏への人口流出に歯止めをかける対策が必要であり、「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」に基づき、東京23区内の大学の定員増が規制されたところであるが、さらに実効性を高めるため、地方大学・地域産業創生交付金制度の拡充等について、国に対して働きかける。
- ⑪ 内需の停滞や中国経済の減速などによる悪影響等により、必要な事業資金の円滑な調達に支障を来している中小企業に対し、信用保証協会におけるセーフティネット保証制度等の円滑な利用の促進や返済負担の軽減など、より一層の金融支援制度の充実を図る。
- ⑫ 大手企業との交流や産学連携による技術開発を促進し、今後成長が期待できる環境・新エネルギーや健康・医療機器等の産業分野への県内中小企業の参入を積極的に支援する。
- ⑬ 県内中小企業の地域資源の活用や農工商等連携による新事業への取り組みの支援を強化する。
- ⑭ 中小企業の新製品・新技術の開発に必要な技術シーズの移転やI・O・T活用を支援するとともに、ICT等の次世代技術を活用しながら、創造的企業・起業家の育成を強力に推進する。
- ⑮ サービス業など労働集約型の地域密着型企業の新規立ち上げにより、地元雇用を創出し、中心商店街等の賑わい復活につなげる。
- ⑯ 中小小売店等を支援するため、街づくりと一体となった中心市街地の活性化や、賑わいのある商店街づくりを促進する。
- ⑰ 大型店の撤退や交通網の弱体化等に伴う高齢者など買い物困難者の増大に対応するため、市町村等と連携した空き店舗への出店を積極的に支援する。
- ⑱ 事業承継の円滑化に向けた支援の充実を図る。

- ⑮ 厳しい経営環境に直面している建設業のイメージアップを図るとともに、県発注工事について、ゼロ債務負担行為や速やかな繰越、余裕期間制度の活用、適正な工期の設定等により、施工時期の平準化を図る。併せて、経営革新や地域貢献に取り組む業者に対する支援の充実や県内業者育成のための地元業者への優先発注を行う。

※

○建設業の働き方改革や就労環境改善を進める取り組みとして、適正な工期設定並びに経費補正の適用のもと「週休2日制促進工事」を実施するとともに、建設現場における男女ともに働きやすい環境整備の一環として、建設関連団体などと協力して「建設現場土日一斉閉所」を推進するなど、若者や女性を含めた建設業の担い手確保・育成に努める。

また、これらの働き方改革や就労環境改善、施工時期の平準化といった取り組みが市町村工事や民間工事へも反映されるよう働きかけを行う。

- ⑯ 中小企業における女性活躍の取組を加速させるため、女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定を促す。
- ⑰ 働き方改革を進めるため、テレワークなど多様な働き方が可能な環境の創出を推進する。
- ⑱ 新たな地域経済の担い手を創出し産業の新陳代謝を促進するため、女性を中心とした起業を促進するとともに、後継者不足とのマッチングを図る。
- ⑲ TPPなどの経済連携協定については、農業分野をはじめ、幅広い分野に大きな影響を及ぼすことが懸念されるため、国際的な動向を踏まえながら、状況がどのように推移しても万全の対策を講じるよう政府等へ働きかける。
- ⑳ コロナ禍で疲弊した地域経済を再生させるため、事業者支援体制の構築に取り組むとともに、次の感染拡大に備え、事業者支援のさらなる強化を図る。
- ㉑ 県北地域の中小製造業を活性化させるため、つくば地域の持つ科学技術やベンチャー企業と有機的に結びつけるとともに、

デジタル技術を活用した企業の競争力を強化すること。

- ※ ㊸ 物価やエネルギー価格の高騰の影響を受けている医療、社会福祉施設や学校のほか、農業者や運送事業者をはじめとする中小企業等に対し、負担の軽減に向けた対策を講じるとともに、賃上げを促進する。

【新規】 ㊹ 公共工事において、物価高騰に伴う設計資材単価、設計労務単価及び諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費）の引き上げを推進する。また、気候変動による猛暑によって生ずる熱中症対策費や休憩・休止による工期延長に伴う増額経費についても考慮する。

【新規】 ㊺ いわゆる「物流の2024年問題」で課題とされる中継輸送等の対策として、市街化調整区域内であっても、地方運輸局の許可を取得した無蓋車庫地区内への休憩施設の設置許可や、既存施設の用途変更等の都市計画法に係る要望へ柔軟に対応する。

(3) 茨城の発展を支えるインフラ整備

① 陸・海・空の広域交通ネットワークの整備を図る。

- 首都圏中央連絡自動車道については、4車線化の早期完成を国等に働きかけ、整備を促進するとともに、ICアクセス道路の整備を推進する。
- ※ ○東関東自動車道水戸線については、県内区間の全線開通に向けて整備を促進し、さらには、鹿嶋・神栖方面への延伸である（仮称）鹿行南部道路の高速道路計画の早期具体化に取り組む。
- 新4号国道の6車線化や、国道6号及び国道50号の4車線化について、早期完成を国に働きかけ、整備を促進する。
- 県北、県央地域の地域活性化に資する水戸外環状道路及び茨城北部幹線道路の整備を推進する。
- 道路整備に必要な財源を確保し、国・県道などの幹線道路網の整備を滞ることなく推進する。
- ※ ○茨城空港については、民航機の着陸ルールの弾力的運用が開始されたことから、国内、国際定期便やチャーター便、ビジ

ネスジェットなどの就航路線の誘致や受入環境の整備に取り組むとともに、地元と連携し空港周辺の賑わい創出を図る。

- 茨城空港にビジネスジェットの駐機場を増設し、海外富裕層等との交流促進につなげる。
- 茨城港及び鹿島港の整備を促進するとともに、定期航路の開設など、利用拡大を図るため、効果的なポートセールスを行う。

② 県勢発展に結びつける幹線道路ネットワーク網の整備を図る。

- 石岡市から笠間市間の道祖神峠のトンネル化を実現して、大子町方面に向かう（仮称）茨城縦貫幹線道路の整備を進める。

【再掲】

- 筑西幹線道路について、全線を早期に結ぶことを最優先に、整備を進める。
- ③ つくばエクスプレス等の鉄道網の利便性向上を図り、首都圏との連携を強化するとともに、魅力ある沿線開発を推進する。
- つくばエクスプレスの東京駅までの延伸の早期実現を図る。
 - つくばエクスプレス沿線の早期市街化を図るため、土地地区画整理事業を推進するとともに、戦略的なPRにより、「つくばスタイル」の定着を図る。
 - つくばエクスプレス沿線の県有地の分譲推進と優良企業の誘致を促進する。
- ④ 地域振興や観光振興を図る観点から、つくばエクスプレスの県内延伸に向けた取り組みを推進する。
- ⑤ 東京直結鉄道(地下鉄8号線)の県西地域への延伸を促進する。
- ⑥ ひたちなか海浜鉄道湊線のひたちなか地区への延伸については、ひたちなか地区開発を進展させる取り組みの一つと位置付け、市と一体となって延伸の実現に取り組む。
- ⑦ 道路・橋梁・トンネルの補修、道路の除草・防草対策、白線の引き直し、河川の竹木の伐採、堆積土砂の除去など、維持補修を進める。
- ⑧ 海門橋など、老朽化した橋梁の架け替えに計画的に取り組む。

(4) 企業立地の強力な推進、地域振興

- ※ ① 企業ニーズに即した本社機能移転強化促進補助等の各種優遇措置や企業が活動しやすい事業環境の整備、戦略的な企業誘致策の実施などにより、企業立地や新たな成長分野等の本社機能の移転を促進し、力強い産業と雇用の創出を図る。また、雇用に対して人材の供給不足やミスマッチがないよう、企業誘致と連携した人材確保・育成策を産官学で推進を図る。
- 様々な企業の事業環境が向上するように、交通ネットワークをはじめとする各種インフラの整備はもとより、優遇制度の拡充、各種許認可の迅速簡素化に努め、地域間競争に負けない産業基盤づくりを進める。
- ② 大型投資の進む次世代自動車や半導体関連産業のクラスター化を図るため、関連企業の誘致に積極的に取り組み、雇用の創出を図る。また、それらの企業の製品を県内企業が活用しやすくなるようPRを行うなど、環境づくりに努める。
- ※ ③ 首都圏中央連絡自動車道の沿線地域では企業立地が進んでおり、令和4年度から順次4車線化が進むなど、企業の立地ニーズがより高まっていくことが見込まれていることから、一社でも多くの企業を本県に呼び込めるよう、市町村が主導する開発計画の支援強化を図るとともに、県施行による産業用地開発を含め企業の立地ニーズに対応できるよう産業用地確保に向けた取り組みを強化する。
- ④ テレワークを活用するIT・ベンチャー企業のサテライトオフィスなど、企業の拠点の本県への誘致促進を図る。
- ⑤ 地元企業、農家、研究機関と連携できる食品産業等の集積など新しい発想と戦略で対処する。
- ⑥ 県等保有土地については、県有地等処分・管理対策本部において、土地の利用価値、取引の実勢や将来の金利負担等を総合的に勘案した弾力的な価格設定を行うことなどにより、全庁挙げて早期処分に取り組む。
- 企業誘致を推進するため、全庁的に開発公社と連携を密にし

て、公社職員が有する専門的な知識・技術等を活用するなど、販売体制の強化に努める。

- ※ ⑦ 茨城中央工業団地（笠間地区）へのおかめ納豆（タカノフーズ）立地に伴い、常磐自動車道利用者が高速道路の追加料金なしで利用できる道の駅を空き用地を活用して設置し、施設内に納豆の製造過程展示、販売、食の提供を行うことにより、本県特産品をアピールする。併せて、同団地の進出企業の製品を展示し、企業のイメージアップと地域農産物（クリ等）の直売も併せて行うなど、県内版アンテナショップとして活用する。

- ⑧ 畜産試験場跡地は、県央部発展の起爆剤として活用する。

- (イ) 若者が集う大学等の誘致
- (ロ) 本社機能、サテライトオフィスなどの誘致
- (ハ) 工場、倉庫などへの単純売却はしない
- (ニ) リトルシニアのメッカとなっている現状を継続
- (ホ) 県立ＩＴ未来高校の開校を活かしたＩＴ拠点化構想

- ⑨ ひたちなか地区は県内有数の開発可能性を持つ地域であり、今後、新たな工業団地を確保し、企業を誘致することは重要と考える。工業団地が確実に整備されるよう、市との連携体制の更なる強化を図る。

(5) 北関東新経済圏の創生と東日本の玄関口としての機能創生

- ① 北関東自動車道など陸・海・空の広域交通ネットワークを生かし、茨城・栃木・群馬の北関東３県をはじめとした隣県等との官民一体となった連携を推進し、交流の拡大を図る。

○ 茨城空港の活用も取り入れた広域観光ルートの開発をはじめ、産業、科学技術、保健・医療等、幅広い分野で地域資源の活用を図る。

- ② 常陽銀行と栃木県の足利ホールディングスとの経営統合（めぶきＨＤ）を契機に、栃木県及び群馬県とのさらなる連携強化のもと、新たな北関東３県経済圏の構築を視野に入れた産業展開を図る。

(6) 国内有数の農業県茨城を成長産業として発展させ儲かる農業を実現

- ※ ① 令和6年3月に施行された「茨城県食と農を守るための条例」の基本理念をしっかりと受け止め、食料安全保障の観点から、本県農業の成長産業化に向け、経営者マインドを備え、儲かる農業を实践する担い手の育成・確保を進めるとともに、農地の集積・集約化による生産性の向上など農地の適正かつ有効な利用や、本県農産物の付加価値の向上、国内外への新たな販路拡大等を推進する。
- ※ ② 人口減少による国内市場の縮小や、ロシアによるウクライナ侵攻など国際情勢の不安定化による生産資材等の価格高騰等、農業を取り巻く環境が厳しさを増す中、全国有数の農業産出額を誇る本県は、安全・安心な農産物を安定的に供給していく役割を担っていることを踏まえ、飼料、肥料、燃油など農業生産資材の価格高騰に対する効果的な支援策を実施し、輸入依存からの脱却に向けた構造転換づくりについて、スピード感を持って取り組んでいく。
- ③ 「恵水」、「常陸の輝き」の高級店での取扱継続等に努めるとともに、トップブランド化に取り組んだ手法を他品目等にも応用し、本県農林水産物全体のイメージアップと販売促進を図る。また、メロンの「イバラキング」やイチゴの「いばらキッス」などの県産オリジナル品種について、ロットの拡大による認知度向上を図る。
- ④ 「かんしょ」について、国内外の需要にしっかりと応える必要があることから、消費者や実需者のニーズに応える生産拡大の支援や年間を通じた安定供給を視野に入れた取組を推進する。
- ⑤ 本県農林水産物や加工食品のブランド化や輸出促進に向け、GI（地理的表示）の活用を進める。
- ⑥ 農商工連携や医福食農連携、6次産業化を進め、農林水産物を利用した付加価値の高い新たな加工商品等の開発を支援する。また、商品開発、販路開拓などの専門家を集めた「6次産業化

サポートセンター」を活用し、生産から加工・販売に取り組む意欲の高い農林漁業者に対し、一貫した支援を行う。

- ⑦ 国の米政策の転換に伴い需要に応じた生産が求められる中、本県稲作農家の経営を安定させるため、飼料用米等の戦略作物に対する支援策である経営所得安定対策などが継続的・安定的な制度となるよう、国に強く働きかける。また、主食用米から飼料用米等の新規需要米への転換にあたり、経営的な優位性を確保できるよう、産地交付金の見直しを検討する。

- ※ ⑧ 本県産米の消費拡大を図るとともに、「特A評価」の獲得やブランド化、米粉の活用促進に向けた新商品の開発支援など、利用拡大及び需要拡大に積極的に取り組むとともに、農業大県として近年の地球温暖化に対応する高温耐性に優れた野菜の普及や次世代コシヒカリ等の開発普及および営農指導に取り組む。
- ⑨ 茨城県主要農作物等種子条例に基づき、種子生産者や関係機関と相互の連携協力した上で、必要な体制を整備しつつ、需要の見込まれる米、麦、大豆及びそば等の奨励品種の指定、原種及び原原種の生産など、優良な種子の生産供給に取り組む。
- ⑩ 地域の特性に応じて、コーディネーター役を担うＪＡ、市町村、農業委員会などと農地中間管理機構が一体となって地域計画を核に、農地の集積・集約化を一体的に推進する。
- ⑪ 畑地の基盤整備を進め、園芸品目の一層の品質向上や安定生産対策を継続的に行うとともに、情報発信や効果的なＰＲ等を推進し、消費者や実需者に信頼される収益性の高い園芸産地の育成を図るなど、地域特性に応じた農業振興に取り組む。
- ⑫ 産地等における新規就農者の受入体制の充実や法人等における雇用就農の拡大などにより新規就農を促進するとともに、企業等の農業参入を積極的に推進する。
- ⑬ 収益の向上を目指す農業経営体や農業参入を希望する経営体等に対して、法人化や雇用、賃金、農地の確保などの課題解決に向けて専門家を派遣し経営発展を支援するとともに、意欲ある中小農家の相談にきめ細やかに対応できる相談体制の整備を

図る。

- ⑭ 本県が有する恵まれた教育、研修、研究環境を生かし、農業者等が営農しながら経営の発展段階に応じて、体系的に経営手法や先進技術等を習得できる講座の充実と受講者の利便性を図る。
- ⑮ 中山間地域や水田作・畑作地域など、県内各地域の実情に応じたきめ細かな農業者の確保・育成を進めるとともに、経営規模の大小に関わらず、意欲のある農業者や新規就農者が挑戦しやすいよう、農業機械のレンタルやリースなども含めたきめ細やかな支援を行う。
- ⑯ 農業生産条件の不利な中山間地域の農業振興を図るため、当該地域を対象とした事業要件の緩和や支援の拡充を行うとともに、担い手不足解消のため、法人の参入を促進する。
- ⑰ 遊休農地については、国の助成措置を最大限活用しながら地域の再生利用の取組を支援するなど、その解消と未然防止を図る。
- ⑱ 国内外の産地間競争に打ち勝つため、畜産の生産基盤強化や県オリジナル種畜を活用したブランド力強化等を推進するとともに、畜産環境対策と家畜衛生対策の充実強化による畜産経営の安定化を図る。
- ⑲ 強い農業の基盤づくりを進めるため、未整備地域における農地の基盤整備を着実に進めつつ、生産性の向上を図るためのほ場の大区画化や畑地かんがい等の整備、土地改良施設の修繕・更新対策の充実強化など、農業農村整備事業を計画的に推進するために必要な財源を確保するよう、国に強く働きかけを行う。
- ⑳ 物価高騰の影響を受けている土地改良区に対し、運営経費の削減に有効な体制の見直しや、施設の省エネルギー化の取組の促進等により、情勢変化の影響を受けにくい体制づくりを支援する。
- ㉑ 農村地域の生活基盤の整備を支援するとともに、地域資源を生かしたこだわり産地や、快適で魅力ある農村環境づくりを推

進する。また、地域リーダーの育成や農産物直売所の機能充実、都市と農村の交流を促進し、農業・農村の活性化を図る。

- ㊸ イノシシなど有害鳥獣による農作物被害は、経済的な被害のみならず、営農意欲の減退等の影響が懸念され、耕作放棄や離農等の要因になることから、狩猟者の育成や有害鳥獣の目撃情報の周知徹底を図るなど適切な対策を講じるとともに、鳥獣被害防止総合対策交付金等を活用し、効果的な対策の強化に取り組む。

【新規】

- ㊹ 狩猟者の高齢化等により将来的な担い手不足が懸念されている中、狩猟文化を守るためにも、女性や若者などに対し狩猟の意義や魅力等をPRし、狩猟者の確保に努める。
- ㊺ イノシシによる農作物等への被害防止対策として、イノシシ肉の利活用（ジビエ振興）を進める。また、イノシシの捕獲や処理、販売、消費に至る出口戦略を一元的に担うための組織体制の強化を図る。
- ㊻ 多面的機能支払交付金などの日本型直接支払制度を充分活用し、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図る取組を一層推進する。
- ㊼ 輸入飼料価格に左右されない畜産経営体への転換を図るため、飼料自給率の向上や飼料価格高騰対策に対する支援を行うとともに、価格安定制度も含めた乾牧草価格の高騰に対する支援策の実施を国に働きかける。
- ㊽ 豚熱が発生した養豚農家に対しては、法に基づく支援や融資制度などがあるが、再び収入を得るまでに1年以上を要する場合があることから、養豚農家が安心して経営を続けることができるよう、国の手当金が交付されるまでの期間に必要なつなぎ融資により、発生農家の当面の資金繰りを支援する。
- ㊾ 森林の有する公益的機能が将来にわたって発揮されるよう、県民の理解と協力のもと、森林湖沼環境税を活用し、林業経営体への森林経営の集約化や伐採とその後の森林の再生を図るための再造林など、森林の保全・整備に取り組むとともに、茨城

県産木材利用促進条例に基づき県産木材利用について目標値を定めて促進し、健全な森林の育成と林業・木材産業の振興を図る。

- ㊦ 森林環境譲与税は、全ての市町村等に譲与されており、市町村が中心となった森林整備が本格化することが期待されているところ。しかしながら、市町村によって、保有する森林の面積や森林に期待する機能のほか、業務体制等に差異があることから、各市町村の状況に応じた支援を行うことが重要である。一方で、市町村に専門的な技術に習熟している職員が少なく、ニーズに応じた施策を行うために専門職の養成が課題である。

そのため、県内唯一の林業を学べる学科を有する大子清流高校における学習内容の拡充、全国から生徒を受け入れる学生寮や卒業後も林業の専門課程を学べる場の創設等、必要な支援を検討する。

- ※ ㊧ 漁協組織と連携して担い手の育成確保、漁労設備の更新、漁獲物の高鮮度化、6次産業化など企業の経営体の育成を進めるとともに、資源管理型漁業や栽培漁業、漁業の基地となる漁港や漁業に利用されている一部の港湾の機能維持及び利便性の向上を図り、漁業と水産加工業が共に成長していく水産業の成長産業化を図る。
- ㊨ 障害者の働く場所を確保し、農業のイメージアップにも資するため、福祉施設等と連携（農福連携）し、障害者の農業分野への就労を促進する。
- ㊩ 台風被害等の多発と被害拡大を踏まえ、低コスト耐候性ハウスの導入や老朽化等により十分な耐候性がなく対策が必要な農業用ハウスについて、ハウスの補強や防風ネットの設置等を促進する。また、令和元年東日本台風のような甚大な災害が発生した場合には、被災した農地・土地改良施設の災害復旧事業について、激甚災害指定による補助率の嵩上げを国へ働きかける。
- ㊪ 高い収益性や商品性が見込まれる魚種を対象に養殖技術の開発を進めるとともに、企業や漁業者等の養殖業への参入を促し、

養殖産業の創出に取り組む。

【新規】(7) 外国人材の確保

- ① 少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少等を踏まえ、優秀な外国人材の確保・受入れに取り組むことは、労働力不足の解消のほか、特にイノベーション創出や海外ビジネス拡大の担い手の確保として有効であることから、外国人材の戦略的な確保や受入れ拡大に向けた取組を進めること。
- ② また、上記に伴い、外国人材が安心して暮らすことができる生活・労働環境の整備に努めること。

3. 「新しい」人材を育てる

(1) 次代を担う人材育成

- ① 県民の教育に対する関心と理解を深めるため、知事部局と教育庁など関係機関が一体となり、全庁的に「いばらき教育の日」（いばらき教育月間）における取り組みを推進することにより、学校・家庭・地域が連携した社会全体の教育力の向上を図る。
- ② 「茨城県家庭教育を支援するための条例」の施行を踏まえ、学校、家庭、地域など関係機関の連携を強化するとともに、家庭教育支援に対する総合的な施策の推進を図る。
- ③ 生涯にわたる人格形成の基礎を培う乳幼児期から子どもの発達段階に応じた教育を充実させるとともに、学びの連続性を確保するため、長期的視野に立って就学前教育を推進する。保育所、幼稚園、認定こども園と家庭との連携を深め、生涯の人格形成に必要な規範意識やコミュニケーション能力を涵養するため、基本方針を提示する。
- ④ 豊かな心の育成や道徳の教科化を踏まえて道徳教育の充実を図るとともに、教員養成課程における道徳教育の充実や、教員の指導力向上に向けた体制づくりについて国に働きかける。また、高校における道徳教育について、教員に対する研修会等を実施し、学校の指導体制等の充実が図れるよう支援するとともに、青少年の健全育成諸対策を推進する。
- ⑤ 全国学力・学習状況調査等の結果を分析して学習指導の改善

に生かし、全国優位の児童・生徒の学力向上を目指す。

- ⑥ 国語に対する興味・関心を高めるとともに、日本語の素晴らしさを認識できるよう、国語教育のさらなる充実を図る。
- ⑦ 外国語教育のための英語の教員、理科系を強化するため理科・数学（算数）の教員の適正配置に努める。
- ⑧ ネットを活用したプログラミングや英語の教育を実施し、イノベーションを起こす次世代人材（デジタルキッズ）を育成するなど、茨城ならではの人づくりを推進する。
- ⑨ 小学校に引き続き、中学校における学級編制基準を改善し、全ての学年で「35人以下」学級が実現するように、また、教職員の定数改善が図られるよう国に働きかけるとともに、少人数教育充実プラン（いばらき方式）を継続して実施する。
- ⑩ 教員の欠員補充や産休・育休に係る常勤講師の確保に努めるとともに、いばらき輝く教師塾を開講するなど、学生等に対して教職の魅力を伝え、教員志望者の増加を図る。
- ⑪ 学校給食に地場産物を使用する割合をさらに高めるとともに、食育の推進・充実を図る。
- ⑫ 在籍する児童生徒の増加に伴い、特別支援学校のニーズが高まる中で、児童生徒の通学負担の軽減や教室不足の解消といった課題に対応するため、児童生徒の立場に立ち、児童生徒数の推移や地域バランスを踏まえた計画的な環境整備を随時検討する。
- ⑬ 武道の学習を通じて、生徒がわが国固有の伝統と文化にさらに触れることができるよう、指導教員の確保と資質の向上を図る。本県は、合気道の世界的なメッカ（笠間市）になっていることから、武道教育に取り入れる。
- ⑭ 運動会など児童が集団としての一体感を味わう場面や、地域との交流事業等において、本県人発案のラジオ体操の効果的な活用が図られるよう、学校に働きかけていく。
- ⑮ 経済的理由により大学進学を断念することがないように、県独自の給付型奨学金の導入を検討する。

⑮ 教員の勤務環境を整えるため、スクールカウンセラー等の外部人材の活用や、部活動指導員の配置を含め新たな部活動の指導体制の構築に取り組む。また、教員一人一人が持つ人間的魅力を十分に発揮しつつ、子どもたちの指導に当たっていくため、教員の資質向上を図る。

⑯ 未来を支える人財育成の要として、校長の強いリーダーシップのもと、多様な外部人材の活用や地域との連携などにより、チーム学校として総合力で様々な課題に対応できる魅力ある学校づくりを進める。

⑰ 教員が心身ともに元気で活力に満ち、質の高い教育を実践できるよう、教員の働き方改革を推進して負担軽減を図るとともに、それを踏まえたうえで児童生徒の学力と体力の向上を図る取組を展開する。

【新規】

○新たな視点による業務の見直しや勤務環境の整備を図る。

【新規】

○研修会の実施や教員の魅力向上に努めることで、働きがいを高めていく。

○教職員の働き方改革に関連して、教員業務支援員の恒常的な配置を検討する。

⑱ 茨城県いじめの根絶を目指す条例の趣旨を踏まえ、子どもたちが健やかに育つ環境の整備を図る。

○「いばらき教育月間」において、いじめの根絶に向けた重点的な啓発活動を実施する。

○条例に基づく対策に向けた推進体制の整備を図る。

○SNSなどを通じて行われるいじめの防止等を図る取組を推進する。

○教職員への研修や子どもたちへの啓発資料の配付等により、条例の趣旨や内容について周知を図る。

【新規】

㉔ 不登校児童生徒の様々な状況に対応するため、校内フリースクールの設置や民間フリースクールへの支援、関係団体との連携を図るなど、多様な学びの場を設け、教育の機会を確保する。

㉕ 教職員の不祥事が多発する中、効果的と考えられるあらゆる

取組を行い、資質向上に努めるとともに、教職員一人ひとりがコンプライアンスを遵守し、服務規律を確保することで不祥事の根絶を図る。

- ㊸ 学習指導要領に位置付けられたプログラミング教育への対応や、ＩＣＴ(情報通信技術)社会に適切に対応できる情報活用能力の育成を図るため、教員のＩＣＴ活用指導力を高めるとともに、ＩＣＴに関する専門教員やＩＣＴ支援員の積極的な活用など、スキル向上を図る手立てを早急に検討、実施する。
- ㊸ 子供の安全な通行を確保するための道路交通環境の整備を推進する。

※

- 未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路等の緊急安全点検の実施結果を踏まえた交通安全施設等の整備等の対策を継続して実施する。
- 市町村の通学路交通安全プログラム等による合同点検を定期的に実施し、点検結果を登下校時の安全確保措置に反映させていく取組を継続する。また、地域特性に応じた課題を設定する等、合同点検を実効性のあるものにする。
- 通学路などの日常生活に密着した道路について、安全性の確保と利便性の向上を図る観点から、通学路の歩道整備などを重点的に進める。
- 幅員の狭小な道路についても、通学路の安全の確保を図る。
- 通学路を中心とした生活道路において最高速度30キロメートル毎時の区域規制と物理的デバイスとの適切な組合せにより交通安全の向上を図ろうとする区域を「ゾーン30プラス」として設定し、人優先の安全・安心な通行空間の整備を図る。また、既に整備された箇所については、指導取締りを推進し、その実効性を確保する。
- 関係機関・団体や県内の企業等と連携した交通マナー向上運動や各季交通安全運動等を推進し、県民一人一人に広く交通安全思想の普及・浸透を図る。
- 犯罪の未然防止の観点から、警察とも連携して学校などでの

地域安全マップづくりを進める。

- 登下校時の警察によるパトロールの強化を図るとともに、PTAや民間団体などの協力を得て地域ぐるみの見守り活動をさらに強化する。

(2) 若者への投資強化、女性活躍推進、青少年対策

- ① 人口減少や超高齢社会を支える若者への財政支出（投資）や生活支援と女性活躍推進は、特に重要であり、県政の柱として主要施策に位置付ける。特に若者の正規雇用を促進するほか、仕事と家庭の両立を図る働き方改革を推進する。

また、性別による役割分担意識を払拭し、女性が個性と能力を十分に発揮して、さらに輝き活躍できる社会づくりを進める。

- ② 女性の起業により、女性が生き生きと活躍できるとともに、本県産業の裾野が広がり厚みが増すことから、起業に向けた種々の課題にきめ細かに対応する。また、出産・育児等によりやむを得ず離職する女性が多いため、「女性が働きやすい社会システムの構築」に向けて環境整備を図る。

- ③ 若者、青年が集う施設（若者館、新タイプの図書館）を整備して、出会いの機会に活用する。

- ④ 青少年が、携帯電話等のインターネット端末を使用して有害情報にアクセスすることを防ぐため、インターネットや携帯電話等の危険な側面やその対処法を保護者等に伝えるメディア教育指導員の養成などの諸施策の充実を図る。

- ⑤ 保護者に対して、青少年が使用する携帯電話等にフィルタリングサービスを導入することを義務付ける。

- ※ ⑥ 覚醒剤、麻薬、大麻、危険ドラッグなどの乱用防止を啓発し、正しい知識を普及させる。特に、若者を中心に大麻乱用や市販薬の過剰摂取である「オーバードーズ」も増加していることから、薬物の危険性・違法性を認識させるための薬物乱用防止教室の開催推進など教育の充実を図り、薬物乱用防止対策の強化を図る。

また、若者の薬物乱用は、助けを求めるサインであることも

念頭に、相談体制の充実やSNSなどを活用した積極的な情報発信を図る。

(3) 茨城を支えリードする人材の育成

- ① 政府が最重要課題と位置付ける地方創生では今後、地方の創意工夫が求められることから、県が地域の特性を生かした地域づくりの方向性を打ち出し、県内市町村の取り組みをリードするような先導的な役割を果たすとともに、県の内 外を問わず、地域づくりの核となる人材の積極的な活用を進める。

※ ② 雇用の安定化を図るため、職業訓練等の人材育成や職業紹介施策を充実し、フリーターや若年無業者、中高年離職者等に対して効果的な雇用対策を推進する。

○ いばらき就職支援センターにおいて、キャリアカウンセリングから職業紹介までの一貫した支援を行うなど、求職者の正規雇用を目指した雇用対策を積極的に推進する。

○ 人材が不足している福祉・介護分野や農林水産業分野については、高校における人材養成、専門学校への支援を進める。就職説明会やセミナーの開催、修学資金支援、職業訓練の実施などによる就業促進を目指す。

- ③ 首都圏から若者を呼び込むため、市町村や県内企業等とも連携し、オール茨城で、移住・二地域居住や関係人口の拡大等の独自の取り組みを強力に推進するなど、U・I・Jターンを促進する。官民一体での支援体制をつくる。【再掲】

- ④ 大学等高等教育機関を誘致して、若者の県内定着に結び付ける。

- ⑤ 人工知能・AIなどの技術革新が急速に進み、予測困難な時代と言われる中、国際社会の競争に取り残されないようにするためにも、児童生徒の基礎学力の向上はもとより、質の高い教員の人材確保等さまざまな取り組みを推進すること。

- ⑥ 近年の経済環境の大幅な変化に対応するためには、持続的にイノベーションを生み出していく仕組みを地域全体で持つことが重要であり、とりわけ新しい技術や分野に対応していく人材

の育成が大切であることから、産業技術イノベーションセンターとつくばサイエンス高校をはじめとした専門高校との連携促進を図ること。

- ⑦ 少子高齢化の進展や都市部への人口流出などにより、地方における労働力不足が一層深刻さを増す中、人手不足を解消するため、IT人材の育成や成長分野に人が自然と移るような環境整備を行う。

- ⑧ デジタル化による人口減少や少子高齢化などの社会課題の解決、新たなビジネスやサービスの創出のため、データサイエンティストの育成等、デジタル人材を育成するための戦略や方策などを検討、実施する。

- 【新規】 ⑨ 中高一貫教育校の成果や地域への影響について、周辺の市町村や私学関係者なども加えて多角的な視点から検証し、地域で中心的役割を担う学校として教育内容の充実を図る。

- 【新規】 ⑩ 公募校長の評価にあたっては、それぞれの校長が設定しているKPIの達成度等に加え、生徒および保護者等からの意見を聞き取るなどし、成果と課題を検証して、魅力ある学校づくりのために活用する。

- 【新規】 ⑪ 県立高校において、通学にかかる費用は受益者負担となっている。他の自治体が行う通学費支援の状況調査を行うなど、地域によって教育を受ける環境に格差が生じないよう様々な方策の研究に努める。

4. 「新しい」夢・希望をつくる

(1) ICT先進県づくり

- ① Society5.0を見据えた新しい茨城づくりに向け、第4次産業革命といわれるAI、IoT、ビッグデータ、ロボットなどの先端技術を活用し、市町村との連携を強化して地域の課題を解決することで、県民が安心・安全に暮らせる環境づくりを推進するとともに、ICT等の次世代技術を活用しながら、本県産業の振興と県民生活の向上を図る施策展開を積極的に検討する。

- ② ネットを活用したプログラミングや英語の教育を実施し、

イノベーションを起こす次世代人材（デジタルキッズ）を育成するなど、茨城ならではの人づくりを推進する。【再掲】

③ 高度情報社会の構築を図る。

- NHK県域デジタル放送の県内における周知促進、視聴世帯の拡大とともに、充実した情報発信を図る。
- 来県者や県民が容易にインターネットに接続できる環境を提供するため、無料公衆無線LAN「IBARAKI FREE Wi-Fi」スポットの整備を促進する。

④ インターネット動画サイト「いばキラTV」を通じ、茨城県の魅力を国内外に発信する。

⑤ 県域民放テレビ局の開局と、映像による情報発信のあり方について、様々な選択肢を勘案しながら、最善策や支援策を幅広く検討していく。

(2) 「魅力度ワースト1からNo.1へ」プロジェクト推進

- ① ブランド総研が毎年発表する都道府県魅力度ランキング上位を目指し、観光資源や県産品など本県の魅力を積極的に発信する。
- ② 先駆的な取り組みであるインターネット動画サイト「いばキラTV」を通じ、本県における様々な企画や、食をはじめとする文化・歴史等の情報を発信することにより、本県の理解度と知名度、魅力度の向上を図る。
- ③ 本県の魅力の向上を図るため、市町村やメディア、観光業者、県民との連携を強化し、様々な魅力を発掘しながら、SNSなど多様な手段をもって情報発信、戦略的なPRを展開していく。また、県民に向けた広報の充実のため、広報紙「ひばり」など様々な媒体を活用し効果的な県政情報の発信に取り組む。

(3) 世界に飛躍する茨城へ

- ① 本県は、予算規模が世界の中の一国にも匹敵する規模であり、港湾や空港など世界との交易・交流機能をも有していることから、その潜在力を十分に発現するため、世界目線を持った超大県を目指す政策を展開する。

○県産品の輸出や中小企業の海外進出などの施策をより一層強力に展開する。

- ② 国やジェトロなど関係機関と連携し、国際化セミナーの開催や企業からの貿易等に関する相談への対応、海外で開催される展示会・見本市への出展支援など、県内中小企業の海外展開を支援する。

- ③ つくば国際戦略総合特区プロジェクトなどの最先端の科学技術を世界に発信し、海外からのベンチャー投資を呼び込む取り組みを推進する。また、外資系企業の試験研究機関等の県内誘致を促進するため、外資系企業関係者や研究者等が多く参加する国際会議等（MICE）を誘致し、最先端の科学技術の集積など本県の優位性をアピールする。

- ※ ④ グローバル化の進展により、農業分野における国際競争の激化が避けられない状況の中、本県農業は、時代の潮流を的確に捉え、農業者の立場に立った新しいビジョンに基づき、力強い茂城農業を実現して、国内外の競争に打ち勝っていく体制を築かなければならない。そのため、農産物のブランド力を強化するとともに、農産物と併せて加工食品の販路拡大・輸出拡大に向けた取り組みを積極的に行っていく。

○農産物の輸出促進のため、ジェトロやいばらき中小企業グローバル推進機構との連携をより一層強化する。

- ※ ⑤ 海外の規制やニーズに対応しながら、東南アジアや米国、香港への輸出の取組強化や欧州等の新たな海外市場への販路開拓等により農産物・加工食品の輸出拡大を図るとともに、国際認証の取得等の必要な取組を支援する。

- ⑥ ひたちなか地区においては、国際物流体制の整備や国際展示場の建設、企業立地を推進し、国際港湾公園都市づくりを図る。

- ⑦ 航空貨物については、取り扱い実績を積み重ねつつ、関係者の意向を聞きながら、取り扱いの拡大に向けた検討を進める。

- ⑧ 農林水産物や食品の輸出については、諸外国・地域から輸入規制措置等が取られており、早急に諸外国の輸入規制解除が講

ぜられるよう、国に要望する。

- ⑧ 国内有数の農業県として、農林水産業関連のＴＰＰ対策等を着実に進める。

(4) ビジット茨城一新観光創生

- ① 「いばらき観光おもてなし推進条例」の施行を踏まえた施策として、観光客を受け入れる「おもてなしの心」の醸成について、取り組みを一層促進する。「県民誰もが観光大使」となり、おもてなしや情報発信ができるようにする。
- ② きめ細やかな観光サービスの提供を支援する。特に、外国人観光客の受入環境整備に取り組む。
- ③ 「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」による支援制度など、広域的な観光誘客の取り組みに資する制度を活用し、本県観光のさらなる振興を図る。
○ものづくり現場やコンビナートの夜景、産業遺産などを巡る産業観光を推進する。
- ④ 本県の魅力ある観光地域や観光資源を国内外の方に実感してもらうために、農泊・民泊・体験・滞在型の観光の開拓や拠点づくりにも力を入れ、魅力を実感できる取り組みを進めていく。
- ⑤ 茨城県の豊かな自然環境を活用し、誰もが楽しめる「日本一のサイクリング王国いばらき」の構築に向け、「つくば霞ヶ浦りんりんロード」「奥久慈里山ヒルクライムルート」「大洗・ひたち海浜シーサイドルート」「鬼怒・小貝リバーサイドルート（仮称）」のモデルルートの整備を進め、大会誘致や拠点づくりを積極的に行っていく。併せて、国や市町村と連携しながら、全県的なルートの開発を検討し、いばらきの魅力再発見につなげる。
- ⑥ サイクルツーリズムの推進による国内外からの交流人口の拡大や地域の活性化につなげるため、ハード・ソフト両面にわたる一層の充実を図る。
- ⑦ 本県の重要な資源である霞ヶ浦の再生に向けて、県民が自然と触れ合うことができる場づくりとして、水と親しむ園地の整備を検討する。

- ⑧ 首都圏の小中学生などを対象に、幅広いメニューをそろえた体験型教育旅行を企画し、首都圏を代表する体験交流空間づくりを促進する。
- ⑨ 県立学校等の修学旅行における茨城空港の利活用の促進を図る。
- ⑩ 海外就航先とのビジネス交流を促進するための支援策を講じ、地域産業の拡大・活性化を図る。
- ※ ⑪ 茨城空港が今後にもぎわい拠点として存在し続けるよう、小美玉市が百里基地のPR機能を含め検討を進めている、百里基地・茨城空港を活かした交流を創出する「新まちづくり構想」の実現に向け、小美玉市に対し支援を行う。
- ⑫ 茨城空港における、県産品アンテナショップ機能の拡充や県外客に対する県の特徴を活かしたおもてなしを図る。
- ※ ⑬ 茨城空港の国際定期路線の更なる拡充と誘客促進のために、外国語対応の道路標識の設置やターミナルビルおよび滑走路の増設などの施設整備を検討するとともに、国際的視野を持った県民の育成や幅広い世代・分野での交流促進を図る。
- ⑭ 茨城空港の利用者の確保のため、利用者に対するより分かりやすい情報提供やその内容の充実など、利用者サービスの向上に努める。
- ⑮ 大洗港区の沖防波堤（粘り強い構造化）の整備や航路泊地の埋没浚渫を推進するとともに、現状で利用されているフェリーや客船のみならず、大型客船に対応できるクルーズポートとして整備し、賑わい拠点の発展を図る。
- ⑯ つくばの研究施設や国際会議場などを活用した新たな観光資源を開拓する。
- ⑰ 新たな観光スポットとなる観光資源の発掘・整備を進めるとともに、サイクリングやキャンプといったアウトドアや、食を含めた本県の魅力を広く発信し、観光客の誘客を促進する。また、宿泊観光を促進するため、本県のフラッグシップとなる新たな宿泊施設の誘致や、既存宿泊施設の魅力向上などに取り組

む。

⑭ 砂沼サンビーチ跡地は、延伸の実現を目指している地下鉄 8 号線と常総線、県西縦断道路を結ぶ地域に当たり、豊かな自然が調和する広大な敷地が確保できることから、地域の将来像を見据えつつ跡地利活用策の実現を図る。

⑮ 北関東 3 県連携による観光施策に取り組む。

⑯ 日本遺産として認定されている、偕楽園・弘道館、笠間焼、牛久シャトーについては、地元 3 市や本県と共に登録を受けている栃木県や山梨県等と連携して、文化財を活用した広域的な観光戦略に力を入れるとともに、県内外に向けた効果的な情報発信に努めるなど、観光関連産業の復興・振興に資する様々な取り組みを展開する。

(5) 県内版 アンテナショップの開設

※ 県民や来県者に向けて本県産農林水産物等を PR するとともに、市町村の設置する集客施設等とも連携を図り、農林水産物等を味わうことができる拠点づくりを推進するほか、首都圏主要駅等を拠点に、食材の宝庫である本県の PR・イメージアップを継続的に展開する。

(6) 「映画の聖地いばらき」ー日本版ハリウッドー構想

フィルムコミッション日本一の実績を活かし、ロケ地を観光資源として活用するとともに、本県を日本の映画・映像づくりの最大拠点として位置付け、国内、海外からのロケ誘致をして、日本版ハリウッドを目指す。

(7) スポーツ、音楽文化等を通じた郷土愛の醸成

① 野球、サッカー、バスケットボールなどクラブチーム（プロ野球を含む）と地域との交流を促進するとともに誘致を推進して、支援を行う。

② 「ロック・イン・ジャパン・フェスティバル」や「ラッキーフェス」など大型イベントの継続、誘致に積極的に取り組むとともに、PR や支援を行う。

③ 本県が誇るサイクリングやキャンプについて、学校行事など

を通じて子どもの頃から親しみを持ち、幅広い年齢層の県民が、生涯を通して、本県の良さを体感し、楽しむことができるよう取り組む。

5. 「新しい」県政を支える財政基盤・県庁組織体制を創り、「行政革命」を進める

(1) 開かれた県政の実現とイメージなど新しい県づくりに向けた戦略の刷新

- ① 本県の特性や優位性を生かしつつ、県勢発展の基盤となるシンプルでダイナミックかつ地域バランスのとれたランドデザインを構築する。
- ② 国連の持続可能な開発目標SDGsを参考に、社会と共に成長することを県政運営の戦略に位置づける。
- ③ 将来負担比率等の財政指標と併せて、県債残高について発行の目的などに応じて整理、管理、分析するなど、分かりやすい財政情報の開示に努める。
- ④ 県政の徹底した情報公開を進め、ネットの活用などによる県民参加型行政を推進する。

(2) 民間の活力をフルに取り入れた茨城の底力創生

- ① 真の地方創生の実現には、「産・官・学・金・労・言・民」一体となった創意工夫が必須であることから、大学、金融機関、民間団体、NPOとのさらなる連携・協力体制の構築を図り、多様な主体を取り込んだインパクトのある施策を展開する。
- ② 民間経営感覚を取り入れ、民間の力を活用し、「公」の領域であったものも「民」が担えるようにして、官民が協働して本県の活力を向上させるような大胆な行財政改革に取り組む。官民連携の社会貢献型投資、いわゆるソーシャル・インパクト・ボンドも、民間の力を行政に取り込む手法として検討する。
- ③ クラウドファンディングを活用した文化の振興を促進する。
ー寄附文化の醸成

(3) 財政健全化、行財政改革の推進

- ① 財政健全化を図るために、施策の選択を行い、予算の重点配

分を大胆に行う。

- ② 施策の選択を行った上で、従来の零細補助金を洗い出し、見直しを行うなど、財源の有効活用を行う（スクラップ＆ビルド）。

- ③ 本県の財政基盤の充実のため、以下について地方税財政の抜本的な改革を国に要請する。

○引き続き増加する社会保障関係費など、地方の行財政需要を的確に把握し、地方において安定的な行政サービスを提供できるよう、地方交付税総額を確保・充実する。

○国から地方への更なる税源移譲については、地域偏在性の少ない安定的な地方税体系の構築を図りつつ、速やかに実現する。

- ④ 県総合計画に基づく行財政改革を最優先に推進し、進行管理に努めながらより一層の財政健全化を図る。

- ⑤ 歳出総額に占める義務的経費の割合が、近年増加傾向にあることから、持続可能な財政運営を確保するため、財政構造改革を進める。特に、将来の世代に過大な負担をさせないように、将来負担比率の改善を図るとともに、県債残高の縮減などに努める。

- ⑥ 保有土地に係る実質的な将来負担見込額（令和5年度末見込：37億円程度）については、県民への負担を最小限としつつ、持続可能な財政運営を確保するため、令和11年度までの対策額の平準化を図りながら計画的に解消する。

- ※ ⑦ 県出資法人等について、更なる削減に取り組むなど、抜本的な改革を推進するとともに、県の政策を実現する手段としての活用も検討する。

○県出資法人等については、県行政における役割や事業効果等を踏まえ、更なる指導対象法人数の削減に取り組む。

○人的関与については、県出資法人等の自立的な運営を促すため、引き続き県派遣職員数の削減を図る。

○財政的関与については、公共工業団地造成費等を除く補助金・委託料等（令和5年度合計見込額98億円）を、引き続き150億

円以下に抑制する。

- ⑧ 県出資法人等のうち、県民への影響の特に大きい開発公社と土地開発公社については、事業運営の責任体制を明確にし、県民負担の抑制を念頭に引き続き改革を推進する。

○開発公社については、土地開発事業を基本として存続し、県の新たな財政負担が生じないように、緊張感を持って事業運営に取り組む。このため、必要最小限の組織を目指し、福祉施設部門、ビル管理部門については、収益性に十分配慮し、民間への譲渡も視野に入れて着実な事業運営に取り組む。

○土地開発公社については、地価下落により公有地の拡大の推進に関する法律に基づく用地の先行取得事業の必要性は限られてきており、当面は事業縮小に努めるとともに、保有土地の販売体制を強化して早期処分を進める。

- 【新規】 ⑨ いわゆる「103万円の壁」の引き上げによる基礎控除等見直しの結果、地方財政に支障のないよう、十分な配慮を国へ働きかける。

(4) 県庁改革、適正な職員配置、職員の働き方改革

① 新たな県民ニーズ等に的確に対応し、県民サービスを向上させるため、職員の意識改革・組織の活性化、高度の専門性を有する職員の育成、成果を重視した行政運営など県庁改革を推進する。

② 大規模災害への対応はマンパワーが重要であり、これ以上の職員数削減は回避すべきである。県民サービスが低下することのないよう、かつ、職員の業務の過重負担にならないよう、行政需要に見合った適正な職員定数と配置に見直す。

- 【新規】 ○若手職員の退職を防ぐため、働きやすい職場環境の整備など離職防止に向けた取組を着実に推進する。

○うつ病など「心の病」で病気休暇を取る職員が少なくないことから、これまでの職員個人を対象としたメンタルヘルス対策とともに、過重労働や隠れた超過勤務の是正、自殺防止などに取り組む、職員がやる気を持って働きやすい職場づくり

を進める。

【新規】

○職員の職務遂行に支障がないよう、カスタマーハラスメントに対する職員のサポート体制や防止対策を速やかに講じるとともに、市町村の現状把握や防止対策の共有に努める。

- ③ 県庁舎（行政棟）や各出先機関庁舎で分煙対策を講じることにより、敷地内禁煙を再考する。県庁敷地内で分煙に対応した喫煙所を設置し、喫煙環境の整備にあたっては、たばこ価格の約53%を占めるたばこ税を活用する。

Ⅱ. 関東・東北豪雨など激甚化・頻発化する災害からの復興を成し遂げるとともに、東日本大震災からの復興を確かなものにし、大規模災害に強いいばらきを目指す

1. 関東・東北豪雨など激甚化・頻発化する災害からの復興と今後の災害対策強化を図る

(1) 被災者支援

① 被災者の生活再建支援

○「被災者生活再建支援制度」の支援上限額の大幅な引上げ及び適用範囲の拡大について国に要望すること。

② 被災した中小企業に対する支援

被災した中小企業の早期の事業再開や円滑な事業継続を図るため、以下の取組を行う。

○被災した商工業者に対する支援制度の拡充等を国に働きかける。

○相談体制の充実とともに、事業再生に向けた支援策を活用し、二重債務問題への対応を図る。

③ 被災者への生活支援

○DPA Tの組織化など被災者への心のケア対策を図る。

※ ○災害ボランティアセンター（地域支えあいセンター）への支援を行う。

(2) 国・県・市町村の連携等

※ ① 河川管理者からの避難指示系統の確立

大雨時において、河川管理者は、市町村長が発令する避難情報の判断材料となる河川水位等について、より迅速かつ適切で分かりやすい情報の提供に努める。

② 広域対応の必要性があるため、県と市町村との避難に係る広域連携組織の常設化を検討する。また、市町村と県との災害対策本部間の連携を強化する。さらに、広域市町村での対策本部の設置を検討する。

③ 県や市町村における危機管理部門へ気象予報士や自衛隊OB等の配置を進める。

2. 東日本大震災からの復興と今後の震災対策の強化を図る

(1) 公共施設等の復興

① 公共土木施設の復興事業について

(イ) 道路復興事業のため十分な財源を確保する。

(ロ) 緊急輸送道路ネットワークの強化を図るため、高速道路の未開通区間の解消、防災上重要な施設等へのアクセス強化、災害時における代替ルートの確保などについて重点的に取り組む。

② 社会教育施設の耐震化の促進について

公立社会教育施設に係る経費は、国が全面的に財政支援するよう国に働きかける。

③ 文化財の補修等への支援について

国指定文化財、国登録文化財などの補修等について、十分な財政支援措置を講じる。また、県及び市町村指定文化財の修理・修復についても、自治体及び文化財所有者等の過大な負担とならないよう、国庫補助制度の創設を国に働きかける。

(2) 産業復興対策

① 「二重債務問題」に直面している中小企業者に対する支援について

被災した中小企業の円滑な事業継続を図るため、平成23年11月に設置された「茨城県産業復興相談センター」については、中小企業の再生計画や債権者間の調整等に関するワンストップ相談窓口として、機能を十二分に果たすよう努める。

② 中小企業等グループの地域振興に資する共同事業実施に係る支援について

中小企業等グループ施設等災害復旧事業の採択を受けた、中小企業等のグループが行う地域振興に資する共同事業について、未完了のグループに対する早期の事業完了を支援する。

③ 企業立地の促進について

震災後の地域の産業振興を図るため、本県の優れた立地環境や独自の優遇制度などを積極的に情報発信すること等により、

企業立地を促進する。

(3) 復旧・復興のための財政支援等

- (イ) 「第2期復興・創生期間」において必要な事業等については、柔軟かつ機動的に予算措置を講じる。その際には、今後の財政運営に支障が生じないよう、県負担を極力抑制し、国に対して以下の項目を強く要請する。

○国庫補助事業について、対象の拡大や要件の緩和、補助率の嵩上げなど、手厚く弾力的な制度とする。

○「第2期復興・創生期間」において必要な事業等に係る地方負担分については、被災自治体の過度な負担にならないよう、引き続き震災復興特別交付税等による地方財政措置を講じる。

- (ロ) 農林水産業など各分野の風評被害の解消について、原発事故による影響の払拭に積極的に取り組むとともに、自治体の取り組みに対する十分な財政支援を行う。

(4) 福島第一原子力発電所事故対策

① 原発事故の早期収束等について

- (イ) 原発事故の早期収束及び新たな放射性物質の放出防止策の実施について、国及び東京電力に対し強く求める。

- (ロ) ALPS処理水の海洋放出に係る風評対策について、消費者の不安を払拭するため客観性のある情報発信を強化するよう国に求める。また、漁業関係者が安心して漁業を継続できるよう寄り添った支援を国に求める。

② 全ての損害への早急な賠償について

- (イ) 原発事故に起因する全ての損害が迅速かつ適切に賠償されるよう、国や東京電力に対し働きかけを行う。また、風評被害に苦しむ全ての事業者に対して、賠償金を非課税扱いとするよう、国に対し働きかけを行う。

- (ロ) 放射性物質を含む下水汚泥や焼却灰の保管及び処分等に係る経費について、全額東京電力の損害賠償の対象とされるよう働きかけるとともに、早期の賠償金の受入れを進める。

③ 放射性物質による汚染等への適切な対応について

- (イ) 市町村等による除染に係る措置に対し、国が責任を持って適切な支援等を行うとともに、市町村等が実施した除染経費の全てを国が負担するように、国に対し強く求める。また、除染により発生した除去土壌を埋立するための処分基準を国が早急に策定するように、国に対し強く求める。
 - (ロ) 放射性物質に対する国民の不安を払拭するため、放射性物質の人体への影響等に関する正確な情報を発信するなど必要な措置を講じるよう、国に対し強く求める。
 - (ハ) 指定廃棄物の処理については、関係自治体や地域住民の意見をよく聞き、合意形成を前提とするよう、国に対し強く求める。また、風評被害対策に万全を期すよう、国に対し強く求める。
 - (ニ) 放射性物質に汚染された焼却灰等の処理について、国による処分先の確保、処分の実施及び保管費用等の全額を国の負担措置になるよう国に要請するほか、環境省と連携して適切な保管等が実施されるよう助言を行うなど、施設管理者の負担軽減を図る。
 - (ホ) 農林水産物の放射能に対する安全・安心の確保のため、放射性物質の検査体制を継続する。
 - (ヘ) 食品の放射性物質に関するモニタリング検査を継続的に実施し、その検査結果を県民に分かりやすく公表する。また、食品の放射性物質検査機器について、国民生活センターが実施する貸与制度の利用や消費者行政強化交付金を活用した助成等により、市町村への機器配置を引き続き支援する。
- ④ 風評被害防止等への積極的な対応について
- (イ) 県産品の安全性を徹底して情報発信するほか、季節や旬の移り変わりに合わせ、風評被害の拡大防止・払拭に向けて、県産品の販売キャンペーンを行うなど積極的な対策を講じる。また、農業産出額全国第3位を誇る本県の豊富な農林水産物を県内外に広くPRするイベントを開催するなど、本県の魅力を積極的にアピールする。

(ロ) 著名人や地元の若者を活用し、メディアでの情報発信を大々的に行い、思い切ったPRを行うことにより、風評被害を超えた新たな付加価値を創造しブランドづくりを展開する。

(ハ) 茨城県の「茨城をたべようDay（毎月第3日曜日）」及び「茨城をたべようWeek（それから始まる一週間）」を活用し、学校給食や社員食堂、外食産業、量販店などの協力を得て意識啓発に努めるなど、県産食材の消費拡大を図る。

(ニ) 本県の農林水産物などの安全性を首都圏にPRし、風評払拭に努めるとともに、茨城全体のイメージアップを目的として設置されたアンテナショップを有効に活用し、本県の魅力のアピールとインターネットによる県産品の販売に取り組む。

(5) 防災・治安対策

① 地震に強い施設づくりについて

学校や病院等の耐震化を促進するなど、大規模災害発生時に備えた施設づくりを早急に進める。

② 津波防災対策について

Ｌ1津波（数十年から百数十年に1度の津波）から住民の生命・財産を守るとともに、これを超える津波に対しても、堤防の機能を粘り強く発揮し、被害を軽減させるため、海岸と河川河口部の一体的な整備を推進する。

③ 災害時の情報収集・伝達システムの整備強化について

○スマートフォン等のモバイル端末は、重要な情報伝達手段となることから、災害時でも安定した通信・通話ができるような通信網の整備を図る。

○防災情報ネットワークシステムについては、東日本大震災等を踏まえ、関連システム等との連携機能強化等を図る。

○災害情報を迅速・正確に県民に対して提供するため、スマートフォン等の携帯端末を活用した情報提供を検討する。

④ 災害時の安全・安心の確保等について

(イ) 災害時において安全で円滑な交通を確保するため、信号機電源付加装置の整備等を図る。

- (ロ) 災害対策用資機材等の整備を図る。
- (ハ) 被害が想定される全ての県民に災害情報を迅速に伝えるため、市町村防災行政無線の整備を促進する。また、個別避難計画の策定などにより、障害者や高齢者への情報伝達手段の充実を図る。
- (ニ) 災害時における医療施設等のライフラインを確保するため、井戸掘削に係る国庫補助制度の創設等の措置を講じる。また、地域コミュニティごとに井戸を掘り、飲料水を確保する。
- (ホ) 節電対策については、県民生活や経済活動に影響を及ぼすことのないよう、積極的な啓発活動を行うとともに、省エネルギー機器の導入に対する支援の拡充を図る。
- (ヘ) 首都直下地震の発生が想定される中で、東京圏に多くの県民が通勤通学している本県としては、県民の安全確保は県の責務として、帰宅困難者対策を東京都などとの連携協力体制の下に検討する。

※ (ト) 「茨城県災害ボランティア活動を支援し、促進するための条例」に基づき、災害ボランティア活動による被災者の支援が迅速かつ適切に行われるよう、市町村、関係団体等と連携して、総合的に施策を展開する。

※ ○市町村や社会福祉協議会等と連携して、災害ボランティアセンターの円滑な設置・運営や、災害ボランティアの参加拡大、情報発信に取り組むとともに、「茨城県災害ボランティア活動支援基金」を活用し、災害ボランティアの活動環境の整備を推進する。

【新規】

- 令和6年能登半島地震の災害ボランティア活動における課題を踏まえ、被災者から災害ボランティアセンターに寄せられる要望を迅速かつ的確に整理集約し、ボランティアスタッフの派遣につなげていくこと、災害ボランティアセンターに常駐するスタッフの能力向上、被災した店舗併用住宅や長期不在となった被災住宅などに対する対応について、今後の課題として改善に取り組む。

(6) 原子力安全・防災対策

① 原子力安全対策の強化について

- (イ) 福島第一原子力発電所事故については、引き続き徹底した事故原因の究明を行い、新たに得られた知見については、その都度、適切に安全対策に反映させるよう、国に対し強く求める。
- (ロ) 全国の原子力発電所を対象に新規規制基準への適合性を早急に審査し、その結果について、国民に分かりやすく説明するよう国に対し強く求める。
- (ハ) 原子力施設において事故・故障等が発生した場合は、迅速に県民に対し情報提供を行う。
- (ニ) 東日本大震災における東京電力福島第一原発事故を踏まえ策定された新規規制基準に基づく安全対策に着実に取り組む。
- (ホ) 県内原子力施設で発生している事故・故障等を踏まえ、県内の原子力関係施設の安全管理体制について徹底した見直しと、監視体制の強化を図る。
- (ヘ) 東海第二発電所の再稼働に当たっては、県議会の意見を反映し、判断を行う。
- (ト) 原子力施設の安全対策に取り組むとともに、電力については風力、太陽光など、再生可能エネルギーの積極的な導入を図る。また、併せて地域に存在する再生可能エネルギーの地産地消の観点から、地域に根ざした取り組みを支援していく。
- (チ) 原子力機構の東海再処理施設の廃止措置が安全かつ計画的に実施されるよう、安全性の確認とともに、県民の理解促進、不安払拭に努める。

② 原子力防災対策の強化について

- ※ (イ) P A Z（予防的防護措置を準備する区域）及びU P Z（緊急防護措置を準備する区域）の30km圏内には約92万人の人口を抱えており、これら地域住民の迅速・的確な避難誘導などが大きな問題となるため、広域避難計画で課題とされた事項を解決するとともに、日本原子力発電に対して要請し、提出

された放射性物質の拡散シミュレーションにより、避難対策に関する主な論点について検証する。また、避難計画においては、県民に過重な負担を求めることのないよう、避難が長期化した場合の避難先は県内で収れんすることを基本とし、改めて検討を深め、県内での仮設住宅の建設に要する用地の選定などを同時並行的に推進する。さらに、自治体・警察・消防・自衛隊等の連携を強化し即応体制の確立を図り、原子力総合防災訓練等を通して緊急時の防護措置の実効性の向上を図る。

- ※ (ロ) 県がリーダーシップを発揮し、実効性のある原子力災害避難計画の速やかな策定を市町村に働きかける。また、ターミナル方式での避難を検討する市町村に対しては、同方式を円滑に導入できるよう支援する。

(イ) 原子力災害発生時における迅速・的確な防災活動に万全を期すため、防護服・防護マスク・線量計等の原子力災害対策用装備資機材の充実を図る。

※ ③ 原子力に関する教育・広報活動の強化について

- ※ (イ) 原子力に関する情報を集約し、一元的かつ分かりやすく発信するとともに、学校教育や社会教育において、原子力及び放射線についての正しい知識を習得する機会を充実する。

(ロ) 東海第二発電所に係る安全性の検証、実効性ある避難計画の策定状況等を県民に丁寧に情報発信する。また、情報発信にあたっては、再稼働に不安を抱く住民、県民が知りたい情報を発信できる体制の構築を検討する。

④ 原子力災害医療体制の充実について

(イ) 避難所等に設置する救護所における医療救護班（スクリーニング、除染等）、原子力災害医療協力機関、原子力事業所の医療施設等の協力により初期医療体制を強化する。

(ロ) 原子力災害拠点病院・高度被ばく医療支援センターと当該医療の受入れ可能な医療機関によるネットワーク化を促進し、医療体制の充実に努める。

⑤ 財政支援の充実等について

原発事故による影響を払拭するためには、息の長い風評被害対策や地域振興対策等の幅広い事業が必要であることから、地方の実情を踏まえた取り組みに対する柔軟かつ十分な財政支援を行うよう、国に働きかける。